

## 令和6年第4回五城目町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和6年12月11日（水）午前10時00分開議

### 1 開会（開議）宣告

### 2 議事日程

日程第 1 一般質問（4人）

日程第 2 議案第67号 損害賠償の額を定めることについて

日程第 3 議案第68号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

日程第 4 議案第69号 組織機構改革等に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

日程第 5 議案第70号 五城目町予約式乗合タクシーに関する条例制定について

日程第 6 議案第71号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第 7 議案第72号 五城目町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

日程第 8 議案第73号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について

日程第 9 議案第74号 馬場目岳周辺自然ふれあい施設盆城庵及び五城目町地域資源活用総合交流促進施設清流の森の指定管理者の指定について

日程第10 議案第75号 五城目町高齢者等活動・生活支援促進機械施設馬川交流センターの指定管理者の指定について

日程第11 議案第76号 五城目町馬場目地区文化交流センターの指定管理者の指定について

日程第12 議案第77号 五城目町富津内地区公民館の指定管理者の指定について

日程第13 議案第78号 五城目町総合生きがいセンターの指定管理者の指定について

- 日程第 14 議案第 79 号 五城目町農村環境改善センターの指定管理者の指定について
- 日程第 15 議案第 80 号 五城目町森山地区公民館の指定管理者の指定について
- 日程第 16 議案第 81 号 専決処分（第 10 号）の承認を求めるについて  
・令和 6 年度五城目町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 17 議案第 82 号 令和 6 年度五城目町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 18 議案第 83 号 令和 6 年度五城目町介護保険特別会計補正予算  
(第 2 号)
- 日程第 19 議案第 84 号 令和 6 年度五城目町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 20 議案第 85 号 令和 6 年度五城目町下水道事業会計補正予算（第 3 号）

# 令和6年五城目町議会 12月定例会会議録

令和6年12月11日午前10時00分五城目町議会12月定例会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1番 小玉正範	2番 伊藤信子
3番 中村司	5番 佐沢由佳子
6番 石川重光	7番 松浦真
8番 工藤政彦	9番 荒川滋
10番 椎名志保	11番 斎藤晋
12番 石井光雅	13番 佐々木仁茂
14番 舘岡隆	

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	渡邊彦兵衛	副町長	澤田石清樹
教育長	畠澤政信	まちづくり課長	柴田浩之
税務課長	鳥井隆	会計管理者	石井政幸
議会事務局長	千田絢子	農林振興課長	大石芳勝
商工振興課長	小玉洋史	建設課長	猿田弘巳
学校教育課長	工藤晴樹	生涯学習課長	越高博美
住民生活課長	石井一	健康福祉課長	館岡裕美
消防長	佐々木貴仁	総務課課長補佐	小玉重巖

1. 会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長 千田絢子

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。



午前10時00分 開議

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数14名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

これより一般質問を行います。

本日行う一般質問の発言の順序は、議会運営委員長報告のとおり、9番荒川滋議員、10番椎名志保議員、11番斎藤晋議員、1番小玉正範議員の順序といたします。

9番荒川滋議員の発言を許します。9番荒川滋議員

○9番（荒川滋君） おはようございます。9番荒川滋です。通算35回目の一般質問となります。どうかよろしくお願ひいたします。

議員を務めさせていただいたこの8年9か月の間、様々なことがあったなと思い起こしております。7年前、2017年のこの12月定例会、その場で公共施設である五城館の指定管理者指定に関する議案の際、指定管理の相手先である会社の役員である私が議場にいたことで瑕疵ある議決となり、その後、12月も押し迫った28日に再議となる臨時会を行うというございました。その再議の冒頭、私自身その経過を説明させていただき、指定管理先の会社の取締役に就いているものの、報酬は一切発生していないことをお話をさせていただきました。改めてその議案について取り上げられ、その間、私は除斥を命ぜられ、ここ本会議場を出て、そちらの通路で待機しておりました。その通路の上にあるスピーカーから中の音声が聞こえてきて、で、ある議員の「取締役をしていて無報酬というはずはない。」という発言を聞いた時には、神聖なる本会議場で事実と異なるそのような発言がまかり通つていいのかと怒りで体が震える思いがありました。それでも自分が再議に至る原因となってしまったことが申し訳なく、その怒りを必死になって抑えておりました。再議閉会後、懲罰動議を起こすなら協力すると言つてくれた先輩議員がおりましたが、行動に起こすことはしませんでした。議会は言論の府と言われます。言論の府であるがゆえ、発言には十分に気をつけなければならないと改めて肝に銘じた出来事でありました。

最近、私に関する話を耳にすることがあります。内容は全くの事実無根のことであり、ものすごく残念で腹立たしい思いをしております。このことについて家族や私の後援会の人たちと対応について話し合っており、警察などの機関に相談しようかというところ

もあるのですけども、出所の分からぬ根も葉もないうわさ話なので、悔しいけれどスルーして堂々としていようということにしています。会議中の私語・雑談もそうですが、本当に大嫌いなことです。今起きていることを反面教師と捉え、事実無根のことを流布することなどせず、発言には十分に気をつけて正々堂々と私は進みます。

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい始めた2020年の6月定例会からは、この議席に間仕切り板が設置され、この席の前にはこのようなアクリル板の衝立が立てられ、定員40名の傍聴席は2席の間隔を取って15席とし、感染発覚に備え、傍聴受付時に連絡先を確認するなど、我が議会も対応に追われました。間仕切り板は今年の3月定例会まで設置され、約3年もそんな状況が続くとは当時は考えがつきませんでした。

2022年の9月定例会開会5日前に私自身のコロナ感染が発覚し、自宅療養しなければならず、大事な定例会初日から出席できないことがありました。その時私は総務産業常任委員長であったため、大変な責任を感じながら自宅で申し訳ない気持ちで過ごしておりました。事前に電話で連絡させていただきましたが、仕方ない、まずはゆっくり休めと、さりげなく代役を務めてくださった当時の石井光雅副委員長には心から感謝しております。9月定例会だったので決算特別委員会も行われたため、会期は通常よりも長く、コロナの自宅療養期間明けから一定の日数が空き、最終日だけ出席することが叶いました。その際、特別に一般質問の機会を与えてくださった議長と議員の皆様の配慮には本当にありがたく、このことに関しても感謝でいっぱいです。

昨年2023年7月、町始まって以来最悪と言える水害に見舞われ、我々議員は支援物資を被災家庭に届けたり、大量の飲料を各避難所に運んだりしました。少しでも役に立ちたい思いで活動したわけでありますけども、直前に議員のLINEのグループを作っていたことが非常に有効に働きました。そして9月1日には議会だよりの臨時号が発行されました。

これまでの私の一般質問は毎回内容を詰め込みすぎる傾向にあり、いつも時間との戦いになっていたような気がします。1期目の4年間は小林前議長に、その後は石川議長に時間配分について何度もこちらに配慮する発言をいたしました。ご心配をおかけしてすみませんでした。

そして畠澤真紀子さんのことについてです。初当選後、非常に緊張しながら初めて議員控え室に来た時、この今付いている議員バッジを手渡されたのですけども、その付け方も分からず、議会事務局員の畠澤さんに付けていただいたところから私の議員として

の全てが始まりました。当時の工藤成子事務局長から猿田さん、門間さん、東海林さん、そして再び猿田さんと、今年3月まで延べ5人の局長さんにお世話になりましたが、その間ずっと畠澤さんがいらっしゃいました。様々な用をお願いをしたし、お互いの子どもの年齢が近いこともあります。日々話をさせていただきました。病気からの回復を祈っていましたが、叶わず、非常に残念で悲しいです。大変お世話になりました。心から心からご冥福をお祈りいたします。

それでは、通告に従って質問してまいります。

これまでのまとめのつもりなので、以前の質問の再確認をする項目もありますが、よろしくお願ひします。

最初の項目は、産業振興についてであります。

まずは1番目、災害からの復興において町の建設業協会の皆さんには希望の光があり、欠かせない存在だと近年痛感しております。しかし、その業界では人手不足が大きな課題となっております。公共工事の施工、事業所育成、雇用確保の観点から、町として建設業界の人手不足を少しでも解消させる手立てはないでしょうか。また、林業でも人手不足が課題となっております。林業事業所の雇用推進の手立てはないか。この2点について伺います。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） 9番荒川議員のご質問にお答えいたします。

建設業協会の人手不足対応につきましては、土木工事の発注時におきまして、余裕期間の設定や事業繰越の活用によりまして発注過多による人員不足とならないよう調整するなどの対応は行っているところであります。また、町で定めている雇用奨励金制度として、農林業においては五城目町農林業関係新規雇用奨励金交付要綱に基づきまして平成28年度から新規雇用した町内事業所を対象に50万円支援をしておりまして、これまで6件の活用をいただいており、令和6年度は林業事業所1者より相談を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 荒川議員

○9番（荒川滋君） 先日、地域図書室「わーくる」で行われたみんなの学校を受講しました。その時の講師は町の林業会社の経営者の方でありました。その方の話の中で、常に人手不足の状況は続いている。で、我が社では支払いの給料の面ではだいぶこの有利

なものを行っているんですけども、なかなか人が来てくれない。人手があるともっとこの林業の活性化に結びつけられるんだけども、そこら辺が非常に残念であるという言葉がありました。まあその林業、そして建設業の人手不足解消に向か、これからまた様々知恵を絞っていかなければならぬと思います。

2番目、高齢化が進む中、農業の担い手をどのように確保していくか。昨日の松浦議員と工藤議員の質問にもありました、農地の集約化、耕作放棄地解消に向けて、そして高収益農産物生産など経営多角化、儲かる農業に向けた町の取り組みを伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

町では多面的機能支払交付金や基盤整備事業の活用を進め、農地の集約化、耕作放棄地解消を図っております、その活動の中で担い手の集団化や法人化を進めて推進しているところであります。儲かる農業につきましては、枝豆やキャベツだけではなく、新たな高収益作物の開発をJAと連携すべきところでありますが、地域の土壤に合った作物の検討が課題になるものと考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 荒川議員

○9番（荒川滋君） JAと連携する必要があるが、地域の土壤の問題などの課題があるという発言がありました。その辺をぜひクリアしてJAとそれこそ連携して、町の農業の未来があるように進めていくようお願いいたします。

3、地域において中心市街地はまさに町の顔であります。町では先頃、空き店舗所有者への意向調査を行っていただいておりますが、それはどのような結果だったのか。また、空き店舗利活用に対する考え方と併せて伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

当町の中心市街地である下夕町通りや上町通りにおきまして増加傾向にある空き店舗対策につきましては、本年7月から、まずは朝市通りに面する空き店舗・空きスペースの所有者様20名に面接をいたしまして意向調査を実施しております。調査結果は、貸し出しや売却の意思を示した方が3件あり、掲載内容について相手方との調整がつき次第、町ホームページに掲載し、さらに調査範囲を拡大していく所存でございます。このほか、窓口となっております商工振興課に直接相談のあった空き店舗所有者の方があり

まして、11月20日に町のホームページにより情報を発信したところですが、11月29日には売買契約が締結された旨を伺っております。

町といたしましては、引き続き事業所改修事業により既存の事業者様の事業継続を支援するとともに、空き店舗を利用したい方への起業支援事業の活用を促してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君）　荒川議員

○9番（荒川滋君）　私は五城目商店会の会員であるわけですけども、今度この15日に商店会大抽選会というのを朝市ふれあい館で行います。商店会の会員は非常にこう苦戦しているわけではありますけども、このまま倒れてはならないという思いで様々企画を展開しているところであります。朝市通りを思い浮かべてもらいますと、まあ空き店舗が多いわけですけども、こう見てみると、今現在工事中の空き店舗もありますし、もうカフェや様々な施設として利用されている空き店舗も出てきております。ではあるんですけども、まだまだシャッター街が続いておりますので、今の町の取り組みを今後さらに発展させてもらって、シャッターを1軒でも開く、そのような努力をしていってくださいるようお願ひいたします。

続いて4番目、本町の観光に対する考え方についてであります。これも以前から何度も申してきたことではありますけども、我が町には多くの宝、観光資源があり、町内外からの集客だけではなく、インバウンドの取り込みも十分に可能と考えております。

次の3点について伺います。

町のシンボルであり、大きな集客力がある森山をどう生かすか。

ネコバリ岩に通じる県道の復旧状況はどうか。

町内に点在する名所、史跡、そして指定文化財をもっと生かすべきである。

この3点について伺います。

○議長（石川交三君）　渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君）　お答えいたします。

当町が有する豊かな自然は貴重な観光資源として認識しているところであります、昨今、秋田港にも海外からの観光客があることから、インバウンドの取り組みにも力を注ぐ必要を考えているところでございます。

はじめに森山につきましては、町が誇る観光資源であり、町のランドマークとして機

能させたいといった考えではありますが、現状は管理道が落石の危険性により利用できない状況であり、この対策を講じることにより安心・安全な観光資源につなげてまいりたいと考えております。ただし、令和4年8月の豪雨で崩落した四渡園の散策路階段につきましては、令和7年度に復旧に取りかかりたいと、そう考えております。

次に、ネコバリ岩に通ずる県道15号秋田八郎潟線の崩落箇所につきましては、秋田県、秋田地域振興局様により、崩落した路肩や法面の災害復旧工事が工期を令和7年3月上旬までとして順調に施工されていることを確認しておりますので、来春の冬季閉鎖解除後には通行が可能となる見込みであります。貴重な観光資源であるネコバリ岩への誘客も積極的に進めてまいりたいと存じます。

また、点在する名所や史跡、指定文化財につきましては、現在、いかに保存状態を保つかについて傾注しておりますが、今後は保存と併せて観光への活用について考えてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君）　荒川議員

○9番（荒川滋君）　今、町長が申しました森山への管理道路について、以前の町長の答弁で、その道路の管理者であるNTTとの協議を再開したいという話がありましたけども、その協議についてどっか進んでいるところ、報告できるところはあるものでしょうか。

○議長（石川交三君）　澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君）　荒川議員にお答え申し上げます。

NTTドコモ様とは、今荒川議員おっしゃったとおり、いろいろな形でこの管理道路の対応について協議をしたいということを町長のほうからも申し上げてございましたけれども、この件に関しまして11月上旬でございます、当然その前でございますけれども、農林振興課職員等々で今の管理道路の状況の確認を行っております。やはり崩落による危険というのは、まあ崩れたところ以外にも多々あるというところを認識しながら、それを簡易的な形で落石防止をしたいということを農林振興課のほうとも詰めて、この箇所、この箇所というところで、来年度、7年度においてその辺ドローンを飛ばしながらこう調査したいという考え方を持ちながら、NTTドコモ様のほうにこの旨を伝え、直接仙台に出向きましてご協議したいということで申し上げましたけれども、NTTドコモ側のほうにおきましては、やはり閉鎖された管理道路につきましては令和4年の際の

町とのいろんな協議の中でそういうレベルのものではないと、安全管理についてはドコモとしても大変危惧しているところであるというところで、まあその管理道路全面の改修であったり、町が全てを買い上げていただくような話でなければなかなか話は進めないという話をいただきしております。まず一旦はそれで今は止まっているところでございますが、町としてその管理道路につきまして、確かに車は通れないわけなんですけれども、今年の4月からでございますが、管理するために車両を通す、そしてまた登山される方々が怪我なされたり、途中で体調が悪くなった際の車での搬入をするためにその鍵を開けて通させていただきたいというような対応については今後も継続して行いたいという話を取っております。良好な関係を作りながら、いつかはその管理道路を町もですし、ドコモのほうでも確認ができるような対応は取っていきたいということで、できないとは言われてはございますけれども、良好な関係はこれからも継続してまいりたいと考えているところでございます。なかなか思うような形で進展なかったことは私もちよつと悔やまれるところでございますが、まず現状はそういうところでございます。

以上です。

○議長（石川交三君）　荒川議員

○9番（荒川滋君）　コロナが明けて大勢の外国人の人が日本を訪れるようになっている今でありますけども、なので私このインバウンドのことも通告に載せたわけですけども、なかなかこう町では道路一本のこと進んでいないなということを非常にこう心配しながら見ているところであります。

数年前までは、春のこの湖東平野が一面の田んぼに水が張られ、一面の水面になつてゐる時期、その時期の夕日が沈む頃になると森山の上は非常に多くの人がカメラを持って集まって撮影していたものであります。夕日を撮るということは、撮り終わったらもう日没になってるので暗くなる。なので、それは歩いて登るということではなくて車で登るということがありました。あの賑わった森山、秋田市や町外から多くの人があの夕日を見に来た森山は、今はもう遠い昔のような、ああいう大勢の人は夕日を撮りに来ていません。

それから車では今上まで行けないんですけども、ちょっとこう皆さん思い浮かべてくださいね。五城目城の麓の駐車場に車を止めて、人々はそっから一旦お城に登っていく車道を歩いていきます。で、お城の手前から左にそれで、で、町の配水池の裏側の道を通って山の上に向かっていくわけですけども、その途中1か所、ショートカットと言わ

れる林の中に入る部分があります。そのところに立ってる看板のことですけども、まあ何々により、この先通行禁止、通行できないという意味の看板が立っています。毎日登ってる人がいるんですけども、私たちもそうですけども、通行できないというところに私たちに入っていってるわけです。私たちは一番安全なルートだと分かってるのでそこを登っていくんですけども、厳密に言えばルールを破って通行禁止のゾーンに私たちは入っていってことになりますので、その辺の看板についてもぜひ配慮をしていただきたいと思います。

また、12月8日、つい先日ですけども、もっと森山をもりあげ隊の定期登山があり、今回も町内外から多くの参加者があつて、賑々しく森山に登ってまいりました。今言ったお城の麓の駐車場は相変わらずの満車状態であります。多くの利用者があるにもかかわらず、駐車場のトイレはやっぱり冬期間の閉鎖中であります。五城目城が閉館の12月から3月まではトイレは使えないよということを以前やりとりあったんですけども、そして以前に町を訪れる人をもてなす機運の醸成を図ろうとする町の姿勢を表すためにも、冬期間のトイレ開放を提言したわけですけども、管理と改修費用の課題があり難しいという答弁をいただいております。森山を生かすというのは本気であるならば、改善が必要だということをご理解いただきたいと思います。

続いて大きな2番、行政全般についてであります。

先日の議会議員全員協議会の議案の中で、第7次行政改革推進プログラム（案）で「投票所の統合を実施し、投票者の移動手段を検討する。」と掲載されております。この第7次プログラムは令和7年度からスタートするわけでありますけども、2か月後に行われる町長選挙ではこの投票所についてどのようになるでしょうか、お聞きします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

令和7年2月に行われる町長選挙では投票所の統合はせず、令和7年7月頃に予定されている参議院議員通常選挙から投票所の統合を検討しております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 荒川議員

○9番（荒川滋君） その検討している内容について、今ここでは発表まだできる段階ではないでしょうか。

○議長（石川交三君） 澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君）　荒川議員にお答え申し上げます。

今のあくまで段階というところでのご説明となります。一つの案でございます。五城目地区で2から3か所、五城目地区において2から3か所、五城目地区以外につきましては各地区で1か所ずつということで、合計7から8か所の投票所の設置案を検討してございます。14か所から7から8という形になります。五城目地区におきましては、まだ、まあ例えばという形で聞いていただければと思いますが、五城目町役場、それから五城館、そして町民センターという3つ、あと五城目地区以外については、基本的に各地区公民館という形になろうかなと思います。

ただ、場所的にはそういう形になりますけれども、移動手段についていろんな市町村で取り組みをしておりますが、タクシーであったり、バスの借り上げであったり、これらについても十分地域住民等々と協議も必要ですし、選管の委員との協議も必要と考えております。あくまで今お話した内容については検討事項でございますが、まずこの7月予定の参議院には間に合わせれるような形で検討を進めてまいりたいというところでございます。

以上となります。

○議長（石川交三君）　荒川議員

○9番（荒川滋君）　続いて2番、2020年6月に、空き家借り上げ・再生・活用事業、相談窓口設置、空き地バンクなど、これまでより踏み込んだ施策、場合によっては官民連携も必要になるとの提言をさせていただきました。現在の町の考え方を伺います。

○議長（石川交三君）　渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君）　お答えいたします。

活用事業といたしましては、空き家利活用のイベント事業補助金で空き家のリフォームを通じたイベントにより地域住民との交流を深めていただいております。空き家・空き地相談窓口につきましては、住民生活課で行っているほか、令和4年度から不動産事業者や司法書士などの専門家がアドバイスを行う空き家相談会を秋田県で開催しております。相談者に町民のいる方がいる場合は担当職員も同席するなど連携を図っております。空き地を売りたい、貸したいという連絡が令和4年度から31件あります。マッチングには至っておりませんが、空き地を探している方から問い合わせがあった際に紹介しております。今後増加する空き家問題に対応するための創設された空き家等管理活用支援法人制度について、指定の動向などの情報収集にあたり、官民連携の検討を進

めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君）　荒川議員

○9番（荒川滋君）　続いて3番目です。このことについては3度目の質問となります。

2024年3月、今年の3月に、今後協議をして検討すると言った町公式LINEアカウントの立ち上げに向けての現状を改めてお聞きします。様々なSNSがある中でLINEの利用者は最も多く、行政からの伝達、情報伝達手段として活用している自治体が多いです。町の情報が広く届き、人と町が響き合っていると実感できるようアカウントの立ち上げは非常に有効と考えます。改めてお伺いします。いかがでしょうか。

○議長（石川交三君）　渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君）　お答えいたします。

県では公式LINEアカウントの運用を本年5月から開始し、防災情報や緊急情報の配信を行っております。これを受け、町では住民生活課が担当となり、県にサービスを提供している事業者にヒアリングを実施し、システムの説明を受けるとともに見積書の提出を依頼しております。本システムにつきましては、防災情報のほか行政のあらゆる情報を配信する機能を有していることから、防災情報のみならず全庁規模でのシステム導入が可能であるかを検討するため、今後は各課室を対象としたシステムの勉強会を開催したいと考えており、使用感や費用を検討した上で導入を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君）　荒川議員

○9番（荒川滋君）　町の防災行政無線がなかなか聞き取りにくいという声は非常に多いです。そういった意味でも、SNSの利用者の中で一番多いというLINEの公式アカウントを立ち上げて、町に住む方々へ情報をスムーズに発信できるよう努めていくてくださるようお願いします。

続いて大きな3番、湖東の砦、五城目高校の存続のために、ということであります。

2017年3月定例会で、特色ある教育を目指し、湖東の砦として将来にわたり存続していくけるよう町としても支援・働きかけが必要だと提案をしておりました。今年9月定例会冒頭の研修報告では、私のほうから、特色ある教育と居住環境の整備で県外からの入学が増え、大復活を遂げた広島県加計高校についてお話をさせていただきました。

少子化が進む状況でも五城目高校にはまだ可能性があります。確実な存続のため、町ができるることは何か。県立高校ではあるが、関係機関への働きかけや、前回9月定例会の一般質問で工藤政彦議員も取り上げた魅力向上協議会などを立ち上げる、こういう町としての存続のために尽力できることはあるはずです。いかがでしょうか。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

県では来年度、第8次秋田県高等学校総合整備計画の案を策定予定と聞いております。現在公開されている素案の段階で地域と協議を行い、具体的な統合等再編整備構想案を示すとした高校の所在地域については、既に説明及び意見交換会を開催し、案策定に向けた動きが見られます。五城目高校につきましては、素案では地域の関係者や当該校と学校の活性化や今後の在り方について協議を行うとしておりますが、現在のところそうした動きは見られません。引き続き県の動向を注視しながら情報収集に努め、同窓会などを介した具体的な動きがあった場合には、迅速に対応して惜しまず協力してまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 荒川議員

○9番（荒川滋君） 県の動向はまだ見られないということでありましたけども、この五城目町に五城目高校が残ってもらいたいという強い気持ちを込めて町のほうからも積極的に県のほうに接していくかなければならないと思いますので、よろしくお願ひします。

大きな4番、これまで町を支えてきてくださった高齢者の方々のために、という項目です。

1番目、高齢者の憂いの上位である除雪について、業者との情報交換を一段と密なものにして高齢者世帯への優しさを持つ除雪体制にしては、ということなど除雪についてはこれまで何度も取り上げてきております。現在の町の除雪は、生活道路を確保し、町民の皆様の生活を支えるために行われておりますけども、雪の降り方と気温など気象状況によって大量の、それも重い雪が家の前に残されるということが続いております。12月の広報と一緒に全戸配布されたこの黄色い紙「除雪に関するお願ひ」、これには「極力雪を残さないように努める。」と記載されております。残ってしまう雪について、除雪車両のオペレーターの方々に少しでも減らすよう指示は出されているのか。高齢化が進む本町において人にも優しい除雪への進化は欠かせないことであると思いますけど

も、いかがでしょうか。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

除雪作業の指示に関しましては、除雪対策打ち合わせ会において、極力除雪した雪の塊などを間口に残さないよう業者に指示しております。また、毎年業者に対し、一般社団法人日本建設機械施工協会東北支部が主催している除雪講習の案内通知を配付し、受講による技術向上を促しておりますが、配付チラシにも記載しておりますとおり、より多くのその路線を速やかに除雪する必要があることから、間口除雪に関して皆様方にご協力を願いしているところであります。また、高齢者世帯に関しては、健康福祉課を窓口とし、シルバー人材センターで間口除雪を行っておりますので、そちらをご利用いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 荒川議員

○9番（荒川滋君） 高齢化が進む我が町だからこそ、その除雪が高齢者にとって少しでも優しいものになるよう心から願うところであります。雪の降り方にもよりますが、今年の冬は去年よりも何とか残されている雪が少なかったなというふうになるよう努めさせていただきたいと思います。

続いて2番、秋田市などと結ぶ交通手段の少なさに困惑している方々がおります。例えば平日、五城目発秋田駅西口のバスダイヤは、五城目バスターミナル発、午前6時半の後は午後2時半までなくて、その後、4時25分と5時10分、この4本となっております。で、バス運行事業所では全国的な運転手不足が起きており、ダイヤの増便は今は非現実的であります。以前にも提言しましたが、運行時刻の変更など、増便でなくてもダイヤの変更などバス事業者との協議はしたか、改めて伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

今年の6月定例会でのご質問の際も答弁させていただきましたが、路線バスとマイタウンバスのどちらの減便につきましても、ダイヤ改正前に事業所の現状や減便の理由についてバス運行事業所より説明をいたしました。秋田市など町外と結ぶ交通手段の一つとしては、五城目バスターミナルとJR八郎潟駅間を運行している南秋地域広域マイタウンバスがあります。電車の時間にできる限り合わせたダイヤとしており、バス

から電車への乗り換えはありますが、代替が可能であればぜひ利用を勧めていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 荒川議員

○9番（荒川滋君） バスと電車を利用して向かうという方はいいんですけども、駅の階段上り下りが大変だという方もおります。乗り換えが煩わしいという人もいます。その方々は一本で行けるバスで行くわけですけども、いかんせん朝6時半の次は午後2時半までないというダイヤでありますので、その辺が少しでも改善されるよう事業者との協議をまた続けていってもらいたいと思います。

続いて大きな5番、災害に強い町になるために、ということであります。

長い間提言してまいりました田町の杉ヶ崎地区、築地町、新畠町の住宅浸水被害改善に向けどどのような取り組みをしたか、お聞きします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

田町杉ヶ崎地区におきましては、平成26年に水路沿い約80mにわたり普通土のうを5段設置し、その後、令和6年に同箇所において大型土のう1段積みを設置しております。築地町及び新畠町においては、戸村土地改良区管理の上横止頭首工の改修により、大雨による馬場目川本線からの流入を抑制しております。下水道事業におきましては、浸水被害の軽減を図るため、ソフト対策として内水浸水想定区域図の策定に着手しており、令和7年の出穂期前には公表したいと存じます。また、内水浸水対策の基本方針について本年度中に策定し、基本方針に沿ったハード対策を速やかに実施してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 荒川議員

○9番（荒川滋君） 私は消防団員としてその都度出動して現地にいるから分かるんですけども、例えば築地町、新畠町については一向に改善されていません。今、上横止頭首工の改修により農業用水路の水路の水量がコントロールされて安定したということがありましたけども、全く改善されてなく、そのお宅に住んでいる方々のあの不安そうな顔を見るのがもう本当に残念でなりません。築地町は内水浸水対策の範囲ではないと思います。新畠町のお宅、住宅では、もしかしてぎりぎりその範囲に入るのかもしれません

けども、本当にそこに住んでいる人たちの気持ちに寄り添った迅速な対応が必要です。よろしくお願ひします。

(2) 県による馬場目川維持修繕工事の今後について、3点まとめて伺います。

1、馬場目川圏域河川整備計画検討委員会の場で住民の思いを提言し、近隣自治体、関係機関と協力し要望していくと今年の3月に答弁がありました西野橋から下流、西野橋から八郎潟調整池までの区間について。

2つ目、重機が水につかる箇所の工事が難しく、県が方法を検討のため時間を要するといった五城目の馬城橋から昭辰橋の間の区間。

3つ目、令和6年度内の着手に向け調査中とされた昭辰橋上流左岸。これは下流から見ると昭辰橋上流の東側のことです。

この3点について状況を伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

県では現在、来年度予算の要望をしており、西野橋下流部につきましては、今年度実施した箇所から引き続き伐木を実施し、富津内川合流部の今年度実施箇所からの下流部右岸側の伐木、土砂掘削を予定していると伺っておりますが、具体的な場所や規模につきましては、予算や現場の状況による調整が必要であることをご理解願いたいと存じます。

また、調査中の昭辰橋上流左岸につきましては、本年5月8日に県と木の所有者、町との三者で現地立ち会いを行い、伐採箇所の確認を行っております。その後、木の所有者から県に問い合わせがあったため、県と所有者間で打ち合わせを行い、県では10月に所有者へ意見に対する回答をいたしましたが、その後、相手方からは回答がない状態が続いており、県では今後も交渉を継続し早期の事業着手に努めることになりました。

なお、先ほど富津内川合流部下流右岸工事を維持工事を予定していると申し上げましたが、右岸のみの施工を行うと今よりも左岸に堆積する土砂の量が増えることが考えられるため、同時施工でないと効果が発揮できない旨の説明もありましたことから、施工箇所の変更につきましてはご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 荒川議員

○ 9番（荒川滋君） 昭辰橋上流の東側、なかなかこう手強いというか進まない状況であるなというふうに思っています。やはり町に住む方々の不安解消のためにも、いち早く進むことを願います。

それから一つ確認ですけども、今年は馬場目川の維持修繕工事、町部では東磯ノ目区間、それから中川原に行く五城目橋から上流の区間の土砂除去を行ってもらいましたけども、商工会のある磯ノ目大橋から下流、西磯ノ目側、ここについて来年度以降、県のほうで何か情報はありますか。

○議長（石川交三君） 猿田建設課長

○建設課長（猿田弘巳君） 荒川議員にお答えいたします。

先ほど町長も答弁しておりますが、西野橋から下流部の伐木に関しては情報を得ております。で、我々のほうでも磯ノ目大橋から西野橋区間については、その川幅が狭くなっていると感じておるということを県の担当職員には伝えておりますので、今後も県のほうに呼びかけてまいりたいと思います。ご理解願います。

○議長（石川交三君） 荒川滋議員

○ 9番（荒川滋君） 磯ノ目大橋から上流の東磯ノ目地区は、だいぶ川も元の姿を取り戻したように見えます。一方、西磯ノ目地区に関しては今年の春、あのぞつとするような黄色とピンクのお花畠が出現したわけですけども、あの黄色の菜の花のまず咲いてる場所がもう半分、3分の1になるよう努めてもらいたいと思います。上流が整備されても同じ水の量が磯ノ目大橋から下流に行くわけですので、そこに住んでる方々の不安は一掃されることはありませんので、その方々のためにも下流部に住んでる方々のためにも急いで進めるよう、県のほうへの要望を引き続きお願いします。

最後、大きな6番目、宝である子どもたちに愛される（愛郷心を持ってもらえる）町になるためには、ということで、まず最初の項目です。

これは、「生まれてきてくれてありがとう」の思いを込めて世界に一つだけの木の椅子をプレゼントするという「君の椅子プロジェクト」についてであります。これは北海道の東川町から始まった取り組みで、非常に有効な策と思い、私もこれまでこの場で2度質問させて提言させてもらっております。現状はいかがでしょうか。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

「君の椅子プロジェクト」のコンセプトを確認いたしますと、向こう3軒両隣と、こ

うありますて、一昔であれば当たり前であったこの言葉は、今日の少子高齢化社会を通じて改めて我々が目指すべき姿として写ります。子どもたちに「生まれてきてくれてありがとう」の思いを込めて、その場所の象徴として椅子を贈るといったプロジェクトになつております、2006年から活動を開始しているようございます。現在、町では当プロジェクトへの参加は予定しておりませんが、椅子をはじめとした木製品を新生児に贈呈している自治体の事例はございますので、森林環境譲与税事業での木材利用や普及啓発としての譲与税の活用は可能と考えております。現状といたしましては実施まで至つておらない状況ではありますが、もう少し年齢層を広げて、子どもたちの居場所の創出、遊び場の整備といった部分を含めて、木材利用としての譲与税事業の実施に向けて取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君）　荒川議員

○9番（荒川滋君）　町の宝である子どもたちに、この五城目町に愛郷心を持ってもらいたいための提言がありました。今、町長おっしゃいましたけども、その遊び場についても今後考えていくということあります。

遊び場について、昨日、工藤政彦議員が様々な提言をしたわけですけども、私とまことにどんぴしゃりの内容でありましたので、このことは省略いたしますが、昨日も話にあつたように10月15日開催の子ども議会で出された「子どもの遊び場がないので何とかしてください。」というこの言葉を常に頭に入れながら、子どもに愛郷心を持って貰える町でなければならないと改めて思います。

渡邊町長、これまで5期20年、本当にお疲れ様でした。町長就任1年経たない平成18年1月5日、あの豪雪、それから度重なる水害、小・中学校の統廃合、大震災、新型コロナの蔓延、そして令和4年、5年と未曾有の大水害と、本当に前代未聞のことが繰り返された20年だったのではないでしょうか。大変な任務ではあったと思いますが、本当にお疲れ様でした。

私がこの議会に来てから、一般質問、今日で35回目ということありますけども、私に対する町長の答弁、恐らく1回の一般質問で10回以上は行ってくださっていると思います。掛ける35にすると恐らく500回以上、私の質問に対して立って座つてお話をしてくれてきております。本当にありがとうございました。

一般質問のペース配分について、今日はたまたまうまくいきそうですけども、議長に

もご迷惑をおかけしてまいりました。ありがとうございます。議会に携わってきた全ての皆様、そして傍聴に来てくださった皆様方、感謝の気持ちを述べて私の一般質問を終了いたします。お世話になりました。ありがとうございます。

○議長（石川交三君） 9番荒川滋議員の一般質問は終了いたしました。

10番椎名志保議員の発言を許します。10番椎名志保議員

○10番（椎名志保君） 10番椎名志保です。よろしくお願ひをいたします。

先ほど荒川議員も触れられておりましたが、先日、長く議会事務局員を務められ、私も大変お世話になりました畠澤真紀子さんがお亡くなりになりました。45歳の若さでした。役場へご勤務される前に少しの間、道の駅の事務に携わっておいででしたので、私とはその頃からのお付き合いでした。仕事のできる方であったのはもちろん、誰にでも公平に接する方でもありました。私のわがままでいつも水差しを右側に置くことを忘れずにいてくださいました。まだ議場のどこかで定例会の様子を見守ってくださっていることでしょう。恥ずかしくないよう、しっかり努めたいと思います。

それでは、通告に従い、4つの項目について伺ってまいります。

1つ目です。農業が継承されていくために、ということでお伺いをいたします。

令和4年、農業経営基盤整備強化促進法が一部改正され、令和5年、6年の2年間で農地の集約を進めるなど農業の将来の在り方を示す地域計画を各市町村に策定することが義務付けられました。この先を見据え、この集落、この地域の農地を誰がどうやって担っていくのか、どのような品目でどう営農していくのかを明確化する人・農地プランを法定化して目指すべき農業の姿を明らかにし、それを実行する地域計画の策定であると伺っております。

先日は各地区の今後の農地の姿を示す目標地図作成のため、3日間にわたり地域の中心的な農業者の方々にお集まりいただき、話し合いの場がもたれたところがありました。耕作者それぞれに色付けされた農地の現況地図が示され、今後の耕作の可能性を表に表すことで改めて各地区での将来の農業の姿が浮き彫りにされる機会にもなったのではないかでしょうか。参加された農家の方からは、「こういったことはいつか集落で話し合わなければならないことであったが、なかなかできずにいた。行政が開催してくれ、ありがたかった。」といった声も聞かれ、地域計画策定のためとはいえ、いい機会であったと感じたところがありました。今後は、この現況地図にちりばめられたたくさんの色をなるべく同じ色でまとめる作業、つまりは農地を集約していくことが目的となり、その

ためには地元の実情をよく知る各地区の農業委員や農地利用最適化推進委員が中心となつた作業が必要になってくると思われます。「地域計画」、「目標地図」策定に向けた今後の進め方、農業委員・農地利用最適化推進委員をどう活用し、進めていくのか。町のお考えを伺います。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） 10番椎名議員のご質問にお答えいたします。

11月19日から3日間にわたりまして地域計画に係る話し合いを開催いたしました。その話し合いで出た意見を元に地域計画及び目標地図の案を作成し、令和7年1月予定の2回目の話し合いにより確認していただき、年度末までの策定予定となっております。策定後も継続して話し合いを行い、目標地図のブラッシュアップを進めるため、農業委員・農地利用最適化推進委員の方々が中心となり話し合いを進めていけるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 椎名志保議員

○10番（椎名志保君） 先日の話し合いに私も伺い、その様子を拝見させていただきましたが、地区によっては参加者が極端に少なかったり、一人の参加もない地区もあり、平日日中の開催で兼業で農業に従事されている方はなかなかご参加いただくことが叶わなかつたのかなとも思いましたが、各地区での温度差も確かに感じられたところがありました。せっかくの機会です。今後の話し合いには関係される皆さんこぞってご出席いただき、地域でのやりとりが実際のものとなるよう、収集の仕方についてもご配慮していただきたいものと望みます。

（2）番です。今後の農業は町だけが関わって進むものではありません。以前から、町が農業関連団体との連携を持って進める必要があるのでは、とお話をさせていただいたところがありました。特に、今後の営農、また流通といったことを考えると、農業協同組合JAとは強力に連携し、町の農業を永続的なものとしていかなければならないのではないかでしょうか。関連団体と連携を持ち進めることについて、町のお考えを伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

農業関係団体の中心であるJAとは、あらゆる面において連携を図っておりますが、

営農・流通の分野におきましては深く連携が取れていないのが現状でございます。基盤整備をきっかけに法人設立が増えていく見込みがあり、農業経営には営農、流通の戦略が最も重要なものであるため、JAとは今まで以上に強い連携を取ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 椎名志保議員

○10番（椎名志保君） 営農と流通は農業にとって二大、大きなことと思っております。連携を強めて、その部分を強く進めていただきたいと思います。

3年ほど前に我が家の田んぼの耕作をお願いしていた農家の方から、これと健康上の理由でこれ以上耕作できないと告げられたことがございました。その方は多くの農地を耕作されており、次の耕作者を見つけられず途方に暮れている農地所有者を見かね、町が急遽、会合を持ち、耕作者を探すことに手を貸すといった事態になりました。会場からは営農部門を持つJAに期待する声も上がりましたが、耕作を引き受けていただくことは叶わず、町外の法人にお願いしたりということになりました。また、この秋は集落営農を組織するある地域から、来年度耕作を担う者がなく途方に暮れているといった声が聞こえてきました。その後、組織内の一一番若い者を何とか説得し、来年度の耕作の目途が立ったとの報告が入りましたが、今後は5年先、10年先ではなく、毎年次の年の耕作を心配しなければならない事態でもあります。JAはじめ関連団体と強力な連携のもと、町としても持続可能な農業を目指していただきたいものと願っております。

（3）番です。基盤整備事業について、3点伺います。

町の農業を持続可能なものにするには、効率性を重視したスマート化を目指すべきであり、各地区での基盤整備事業による農地の大区画化が必須であります。地域から取り組む意向も聞こえておりますが、改めて各地域での基盤整備事業への進捗状況を伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

各地区のその状況につきましては、高岳地区は令和元年度から事業着手しております、高崎・館越地区につきましては令和8年度事業採択に向け調査に入っており、富田・大川地区につきましては地区関係者の土地の調査を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 椎名志保議員

○10番（椎名志保君） 昨日の松浦議員の一般質問でも取り上げられておりましたが、改めてお聞きをします。先日の農業者との話し合いで、基盤整備事業に向かう大川のある地域から、相続登記がなされていない農地が多く、申請の必要書類を揃えることに苦慮している。町からそういった方たちに対し通知等で手続きを促すなど、協力を仰げないかといった声がありました。町として力添えする方法、考えはないのでしょうか、伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

基盤整備事業の要望をしている4地区において、土地調査により相続未登記土地がたくさんあります、相続に苦慮していることは把握しております。町といたしましても手続きに必要な司法書士会などの情報を広く周知していき、相続手続きの一助となるよう努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 椎名志保議員

○10番（椎名志保君） 昨日の松浦議員の答弁でも司法書士会というお話が出ておりましたが、例えば農地の固定資産税の納税者は税務課が把握をされております。そういう方に相続登記に向け動いていただけないかということを通知するようなことは町としてできないでしょうか。

○議長（石川交三君） 答弁者は澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 椎名志保議員にお答え申し上げます。

圃場整備以外の関係での固定資産の中で相続登記がなされない方全てに対して町税務課から通知を発送するというご質問であろうかと思います。まあ土地に限らず建物全てだと思いますが、今現在そういう作業は行ってございません。町全体の農業うんぬんとかわらず全てというご提案でございますが、今しばらくご検討させていただければと思います。やるやらないを別として、たぶんそうやってやっている市町村あるのかないのかも併せながら検討が必要だと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（石川交三君） 椎名志保議員

○10番（椎名志保君） この基盤整備事業に向かうことのネックとなっていることの大きな一つがやはりその相続未登記の農地であり、うまく書類が揃わないということが大

きな問題でもありますので、昨日もお話の中で、県や国のはうにそういう実情を伝えるということも大事ですし、町でできることであれば通知を出すということも一つ手ではないかと思ったところです。このことで基盤整備事業に向かえなかつたということになると元も子もありません。町としてもでき得る限りの協力で地域を支援していただきたいものと願っております。また、でき得る、また願わくば、願わくは県の協力も仰いでいただければとも考えております。お願ひをいたします。

基盤整備事業の条件には稻作以外の作物に取り組むことが必要とされ、地質、水はけなどを考慮することも必要であり、農家は何の作物に取り組むべきかにも苦慮されています。農地面積が大きくなればなるほど稻作以外の作付面積も広大です。ねぎは市場が飽和状態、また、玉ねぎ栽培からは撤退する法人も出てきております。やはり大豆のか枝豆なのか、農家は頭を抱えております。そういったことにそれこそJAと連携を持つなどし、作付けにふさわしい品目を模索できないものでしょうか、伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

品目選定につきましては、どの地域も苦慮しておりますが、町では枝豆やキャベツだけではなく、新たな高収益作物の開発をJAと連携すべきところでありますが、地域の土壌に合った作物の検討が課題になるものと考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 椎名志保議員

○10番（椎名志保君） 私の前回9月議会で取り上げをいたしました事項ですが、町内には高収益作物としてシャインマスカットに取り組んでいる方がおられるということをお話しました。そういう新しい品目にトライしている方々にやはり今こそ支援をして、その基盤整備に向けた稻作以外の作物として考えていただくことを提言をいたします。

（4）番です。先日の農業者との話し合いでは、町民の方々から農業だけではない町政に対するいろいろな声が聞かれました。農業者との話し合いを続けていただくことはもちろんですが、コロナ前に開催していた各地区での町政座談会を今こそ再開していくだくことを提言するものであります。まちづくりに関してだけでなく、農業政策や地域防災、地区によっては商工振興を話題にすることも必要でしょう。また、町側からの一方的な説明だけではなく、町民から建設的なご意見をいただけるような工夫も必要です。

町政座談会再開について町のお考えを伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

各地区の皆様方が集い、テーマに沿って意見を述べ合う、いわゆる座談会につきましては、コロナ禍の期間はできませんでしたが、防災や農地、子ども施策、総合発展計画など様々なテーマで対象となる方々や地域に向けて随時実施をしてきたところであります。また、馬場目地区におきましては、毎年、地区座談会開催のご案内をいただき、要望をいただいているところであります。このほか、富津内地区町内会長会懇談会や五城目地区町内会長会などにもお招きをいただきましてご意見を伺っているところでございます。

このたび策定した第7次行政改革推進プログラムにおきましては、政策形成過程において意見公募を広く行い、広く町民の意見を反映させることとしております。椎名議員のご提案のとおり多くの町民の皆様方からご意見をいただけるよう、地区座談会の開催も含め、様々な方法で意見公募を実施すべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 椎名議員

○10番（椎名志保君） これまで推し進めてきた協働のまちづくりを実現するためでもあります。貴重な町民との対話の機会である町政座談会の再開を切望いたします。

次に、五城目町第7次行政改革推進プログラムより2つほどお伺いをいたします。

大きな2つ目です。健康福祉課の現状に部署新設は適切か、ということでお伺いをいたします。

さきの議会議員全員協議会において示されました五城目町第7次行政改革推進プログラム「新たな行政システム」の構築に関する改革、組織・機構の見直しとして課の統廃合を行う（健康福祉課内に、こども担当（こども家庭センターを含む）を設置する。）が7年度実施と表されておりました。このことについては議会でも私を含めこれまで何人の議員が、子どもに関わる業務を集約し一元的に取り組むべきと他市町村を例に挙げ、子ども・子育て支援課といった課の新設や、課内へ子育て支援班といった部署新設、また窓口の一本化といったことを提言してまいりました。しかしながら、人員配置も決して十分とはいはず、常に多忙を極める現在の健康福祉課に部署を新設することは、ますます負担増大させることにはならないでしょうか。機構改革を前にし、健康福祉課はも

もちろん、今こそ庁内各課の事務事業の精査、業務分担が適切であるかどうかの検証がまずは必要ではないでしょうか。当該課室と十分なやりとりをし、検討に検討を重ねた上での機構改革であるのか。機構改革との名目で、さらに担当課の負担を増やすような改革であるならば改革とはいはず、機構改革を行うことで住民サービスが向上することはもちろん、業務が効率化され、確実に職員の負担軽減が図られる機構改革であるべきと考えます。このことについて町長のお考えを伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

松浦議員のご質問に対する答弁と重複することになりますが、国の指導のもとで現在は努力義務であるこども家庭センターについて、令和8年度までに全ての市町村での設置を目指すとしていることから、いずれ設置が必要な部署となります。第7次行政改革推進プログラム策定にあたっては、健康福祉課、学校教育課、生涯学習課、出納室、税務課、住民生活課と、関係各課と協議を行い決定したものでございます。その過程において、子育て環境などの窓口を一本化しつつ、手狭となる職場環境の改善を図ることを目指したものでございます。政策立案過程につきましては、3か月以上かけて担当課からも意見聴取を行った上で決定しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 椎名志保議員

○10番（椎名志保君） これ以上、新設によって多忙化を招かないということをまずはお約束いただきたいものと思います。

(2) 番です。9月定例会では、子ども・子育て会議の庶務を学校教育課から健康福祉課へ変更する旨の条例の一部改正がございました。多忙を極めている健康福祉課にこれ以上の負担を負わせてもいいものかと複数の議員から指摘がなされました。例えば、今後、こども家庭庁、以前は厚生労働省管轄であった放課後児童健全育成事業、つまり学童保育の担当を新設される健康福祉課内子ども担当に移管されるといったことはないでしょうか。もしそれが考え得ることであるなら、教育委員会として担ってきた施策や事務事業が健康福祉課と連携し行われるとはいえ、教育から離れてしまう感は否めず、また町の教育の部分が何かおざなりにされるのではと危惧さえしてしまいます。子どもに関わる機構改革について、教育長はどういうお考えをお持ちかを伺います。

○議長（石川交三君） 畑澤教育長

○教育長（畠澤政信君） 10番椎名志保議員のご質問にお答えいたします。

五城目町子ども・子育て会議条例の第8条、子ども・子育て会議の庶務を学校教育課から健康福祉課に変更したことに伴って、議員からのご心配されてのご指摘かと認識しておりますが、教育委員会としては子ども・子育てに関する学校教育課関係の施策の後退を意味するものとは考えておらず、これまでどおり子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しするために町長部局と連携を強化し、子どもと保護者等の支援に努めてまいります。現在、子ども・子育てに関する環境は多様化・複雑化しております。こうした現状を踏まえて、こどもまんなか社会の実現に向けて、こども政策の新たな推進体制としてこども家庭庁が設置されております。こうした国の動向を踏まえ、町としてこども家庭庁の所掌事務を行う新たな部署として健康福祉課内に子ども担当を設置するものと認識しております。

教育委員会としては、いじめや不登校、貧困、児童虐待など学校教育との関わりも強いことから、これまでの縦割り行政から脱却し、綿密な連携を構築する必要があると考えております。そのためにも、例えばテーマごとに協議する場を定期的に設けるなど、子どものことを第一に考え、子どもに関する施策に横ぐしを通して、総合的に推進していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 椎名志保議員

○10番（椎名志保君） 教育長から力強いお言葉をいただきました。五城目小学校は、まさに越える学校です。五城目の教育も、また越える教育であっていただきたいと思います。

昨日は松浦議員、佐沢議員の一般質問に、子ども・子育て会議の庶務を健康福祉課に移管され開催されたワークショップの定期開催へのご提言がございました。やりとりを伺っていて、学校教育課は、ただその場に同席するだけではなく、より参加者を増やすためにも、例えば日時、場所、小・中学校のPTAにあてるといったことなど庶務も連携して行っていただけないかと思ったところがありました。必要であれば事務分担もなさっていただくと、またそれが健康福祉課の負担軽減にもなり、学校教育課もしっかりと関わって子ども・子育て会議を行えるものと思っております。学校教育課長いかがでしょうか。

○議長（石川交三君） 工藤学校教育課長

○学校教育課長（工藤晴樹君） 10番椎名議員にお答えいたします。

先ほどもちょっとお話しさりましたが、先般行われましたこどもしやべり場に関してですけども、まず健康福祉課のほうとも連携を取りまして、まず学校関係の行事等の日時の空いてるところを確認したり、あとは小学校の敷地内の学童施設を開催場所とするということでいろいろ連携を図りながら進めておるところです。まずこの後もちょっと連携を取りながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（石川交三君） 椎名議員

○10番（椎名志保君） ありがとうございました。子ども・子育て会議、また、それによって行われるワークショップが多くの方に参加していただき、十分に建設的な意見をいただきてそれを教育行政に反映できるように、学校教育課も健康福祉課と十分連携して行っていただきたいものと願います。

ここで一つ、教育に関する機構改革の質問をさせていただきたいと思うのですが、第7次行革プログラムにおいて、子育て・教育分野の機構改革としては学校教育課と生涯学習課との統合の検討が令和8年度に実施されると表されておりました。ここでこそ子どもに関わる施策や事務事業の精査を行い、学校教育課と生涯学習課を統合し行われるべき施策、また、子ども・子育てに関わる事業を集約し行う課の新設、また部署の新設など、有益な機構改革となるよう検討されるべきではないかと思うのですが、機構改革に力を入れていらっしゃる副町長、この部分はいかがでしょうか。

○議長（石川交三君） 澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 椎名志保議員にお答え申し上げます。

力を入れているというご発言ございましたけれども、確かに今回の7次行革に関しては、当然のごとく私もかなり関わりながらさせていただきました。今、学校教育課、生涯学習課の関係につきましては、今回の第7次が初めてでございません。5次、6次と、これまで10年にわたって議論をされて行革を進めてきた中で一切進行がなかったということも踏まえまして、このたび7次の段階できちんとまた議論をしながら上げていきたいということでこの項目を上げさせていただき、具体なところにつきましてはこれからになりますけれども、一つの目標を令和8年度とさせていただいたところでございます。これから検討等、先ほど椎名議員のほうからもいろいろご提案、ご提言ございましたけれども、これらをしっかりと抑えながら役場内でこれに向けて、まあ10年間何もやっておらなかつたというわけではございませんけれども、今度は8年という一つの目

標を掲げて進めたいと思っておりますので、今後ともいろいろな形で皆さん議員のほうから多くの形でご意見を賜ればと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。  
以上でございます。

○議長（石川交三君） 椎名議員

○10番（椎名志保君） 子育てに関わることですけれども、例えば子どもの木はこども園の付設したものである、また、子育ててらすはまた庁舎内にあったり、で、また健康福祉課内に部署新設。何だかこう子どもに関わることが点在して、連携を図っているとはいえ、何か重複している部分も確かにあるのではないかというイメージも持っております。そういうことも十分こう検証していただき、できれば一元化するような形で子育てに対する行政を担っていただきたいと思っております。

機構改革については、当該課室とも十分な話し合いを持った上で行っていただきたいものと思っております。そして機構改革を行うことで、住民サービスの向上はもちろん、確実に業務の効率化が進み、職員の負担も軽減され、職員の方々がやりがいを持って職務を全うできる体制になることを願っております。取り組むからには、いい機構改革にしてください。

では、大きな3番です。目指す消防の姿は、ということで伺います。

五城目町第7次行政改革推進プログラムにおいては、広域行政の推進について、消防業務を専門に行うため、消防団事務、水防事務、罹災証明書発行事務、火災予防組合事務を令和8年度において町長部局へ移管するとありました。まずは移管される課室、そう考えた移管の理由をお聞かせください。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

消防業務の町長部局への移管につきましては、当町の除く多くの消防本部がこのたび移管を予定している事務を行っていないこと、また、国もこれからの事務の移管を広域化の方針として示していることから、消防広域化を視野に入れた取り組みとなります。移管先といたしましては、住民生活課内に専門監を配置し、防災に関する業務のほか、これらの業務の所管も予定しております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 椎名議員

○10番（椎名志保君） 消防団事務も移管されると伺って、あ、プログラムに記載され

ておりましたが、では消防団と本署の関係性というのはどういうふうになるのでしょうか。

○議長（石川交三君） 佐々木消防長

○消防長（佐々木貴仁君） 10番椎名議員のご質問にお答えいたします。

まず消防の広域化につきましては、法律におきまして2つ以上の市町村が消防事務を共同して処理すること、または他の市町村へ委託して行うことというふうに定義されております。その中で消防団につきましては、その地域密着性から地域に密着した消防・防災活動を行うという性質上、広域化の対象からは除くというふうに規定されてございます。で、広域化された場合ですけれども、国から示されております指針の中にもしっかりと市町村の消防団との連携を図っていくための措置を講じていかなければならないことが示されておりますので、そういったこの連携の不足とかそういったことのないよう、広域化に進んだ場合には協議していくものと認識いたしております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 椎名議員

○10番（椎名志保君） 広域化の考えはこの後お聞きすることができますが、それに向けて消防団事務を町長部局にということは理解できるものですが、団員の減少とか団の再編といった課題もございます。消防団と本署がやはりこう密着してそういう課題解決に向かっていただきたいと思います。

それに関連して2番ですが、これまで消防団に帰属する老朽化著しい消防消舎をポンプ車で賄いきれるかを見定め、町内会のご理解を得て解体するなど整理を進めてきた経緯がございます。また、防火水槽や貯水槽といったものも設置年数を勘案し、同様に今後見定めていかなければならないとしておりました。消防施設の扱いは今後どのようになるかを伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

消防施設につきましては、災害発生に備え、常に使用可能な状態に保つ必要がありますが、特に貯水槽は消防活動の生命線であるために地域の状況に応じた数量を確保することが重要となります。当町では設置から50年以上経過したものが多いことから、消防力が低下しないよう、耐震性貯水槽への更新も含め、また、消火栓とのバランスも考慮し、更新時期を計画していく必要があるものと考えております。また、消防団の消舎

は倒壊危険により令和5年度に1棟、今年度に1棟を解体撤去しておりますが、いずれも手引きポンプを収容していた使用頻度が少ない消舎であります。使用頻度に応じて機械的に保有数を減らすことは考えておりませんが、使用状況などを検討した上で一定の集約は必要であると認識しておりますので、消防団や各地域との協議を行い、適切に対応してまいります。また、各地域におけるホース乾燥棟につきましては、今年度からその機能を消防署に集約しておりますので、危険度などに応じた順位に従い、順次解体撤去する予定となっております。

以上でございます。

○議長（石川交三君）　椎名議員

○10番（椎名志保君）　分かりました。

次、3番です。第7次行革プログラムで先ほどの消防関連事務の町長部局への移管については、前段に「消防広域化を視野に入れ」との記載がありました。先ほど消防長からのご説明もございました。改めて消防の広域化について町のお考えを伺います。

消防の広域化については、一時、県が全県一つにとの考え方を示したことのございましたし、県北、中央、県南、3つにと模索していることも伝え聞いたところがありました。近くでは、現在、行政区との絡みもあり、男鹿・湖東消防の合併による広域化の検討が進行中であり、町はオブザーバー参加で情報収集に努めていることを伺っております。以前、湖東消防との統合を模索したことがございました。結局決裂したわけですが、統合した場合の町の負担と単独で消防を持つことの財政負担を比べた場合、ほぼ負担は同じとのこともありますし、統合が見送られたと伺っておりました。また、一時期、指令台の関係で119番通報が一旦能代に届くことがございました。住所に不慣れであったためか救急搬送に遅れが生じたとのお話もございました。火災における消火活動や救急搬送だけでなく、昨年、一昨年と大きな災害に見舞われた町民は、消防が全町余すところなく守ってくださることを願っています。改めて消防の広域化について町のお考えをお聞かせください。

○議長（石川交三君）　渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君）　お答えいたします。

消防の広域化につきましては、人口減少や高齢化が進展する現在、頻発する災害に対応するために消防体制の整備確立を図ることを目的としており、消防力の低下につながる広域化は本来の目的から外れるものであります。特に消防団は、その活動の地域密着

性から消防広域化の対象外とされており、仮に消防広域化に進展した場合であっても町に置かれることには変わりはありません。また、消防本部につきましても町の一機関として消防業務を行っている現在はもとより、広域化に進展した場合におきましてもその管轄地域のために消防力を最大限に発揮し、地域住民の安心・安全のための尽力することに変わりはないものと考えますので、引き続き県の動向と広域化に向けた地域の動向を注視し、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君）　椎名議員

○10番（椎名志保君）　当町消防本部は教育現場にも赴き、救命の必要性を実地を交え計画的に行ってもくださっています。それが町の消防本部の特色でもあります。町民にとってなくてはならない存在です。東北にたった一つの町単独消防ですが、でき得る限り単独で全町くまなく守ってくださることを期待しております。

（4）番、昨年の3月定例会教育民生常任委員会質疑の中で、消防長から指令台についてのご発言がございました。「令和6年4月1日からメーカーの指令システムが新しいものに置き換わることになり、同じメーカーの指令システムを使用している県内各消防本部では令和6年度更新する動きがある。当消防本部での更新を視野に入れ、見積もりを取ったところ5,500万円から6,000万円ほどかかるとのことであった。他の消防本部の動向を伺いながら更新時期を判断する。」といったものでした。指令台の更新について町はどう考えておられるのかを伺います。

○議長（石川交三君）　渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君）　お答えいたします。

消防指令システムにつきましては、平成27年度に整備し、小規模の修繕を行いながら適切に維持管理を行ってきているところでございます。現在更新を迫られているのは、指令システムのうち、地図情報や通報者の位置情報など迅速な出動には必須となる部分でありますので、運用を中断することなく適切な時期に更新する必要があります。当町といたしましては、他の消防本部の更新状況を見極め、また国の財政支援策のその活用も考慮し、令和7年度に更新する計画としておりましたが、更新に際しましては災害対応力の充実を図るための機能強化も含め検討しております。

以上でございます。

○議長（石川交三君）　椎名議員

○10番（椎名志保君） その費用が交付税措置されるのかということもまた問題になってくるとは思いますけれども、昨日の中村議員の質問で、今後は一層財政状況が厳しくなるとのご発言がございました。また、103万円の壁が広がることで1億1,000万円ほどの減収になるとの総務課からのお示しもございました。今後の災害に備えた基金の積み増しや庁舎建て替えを見据えたものも準備していかなければなりません。そんな中、内水浸水対策も講じなければならない状況です。消防の指令台更新も必要な財政支出です。事業の精査を十分行い、無駄を省き、必要なものにはかけるメリハリのある行財政運営にご努力いただきたいものと願っております。

それでは、大きな4番、最後の質問です。田町杉ヶ崎地区の水害対策のその後は、ということで伺います。

これまでこの場で何度も申し上げてまいりました。また、先ほどの荒川議員のご質問にもございました田町杉ヶ崎地区は、昨年、一昨年はもちろん、これまで4度の床上浸水に見舞われてきました。農業用水路の氾濫によるもので、県の関係部署職員も足を運ばれ対策を検討していただいたところでありますが、良策が講じられることなく、住民はいまだ不安な日々を過ごしております。そんな中、今年6月、水路沿い数十メートルにわたりトンパックを設置していただきました。町が動いてくださったことに住民からは感謝の意が伝えられておりますが、住宅後ろ側からの水は防げるものの、それ以上に水量が増し町道が冠水した場合には、住宅の床上・床下浸水は免れません。さきの全員協議会において「下水道事業における内水浸水対策について」の説明がなされました、田町杉ヶ崎地区が対象になると思われる山地からの流入をため池等の活用で流出抑制を図るとした場合の具体的な方策までは示されませんでした。山地からの流入は田町杉ヶ崎地区に限ったことではなく、築地町、新畠町においても住民は不安なまま過ごされております。このことに関しても対策が急がれます、今後の見通しはどういったものでしょうか、伺います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたが、田町杉ヶ崎地区におきましては、平成26年に水路沿いに約80mにわたり普通土のう5段を設置し、その後、令和6年に同箇所におきまして大型土のう1段積みを設置をしております。山地から流入する雨水を市街地に入れない対策につきましては、議会議員全員協議会でもご説明しておりますように、ため池の

活用について検討しているところですが、ハード整備については下水道事業で実施するのは難しいことから、他の事業を活用して実施することを検討しております。また、下水道事業で実施できる流出抑制手法についても検討してあるところであります。流出抑制に係る具体的な対策につきましては令和8年度中を目途にお示ししたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 椎名議員

○10番（椎名志保君） 河川改修、内水浸水対策同様、急ぎ対策をご検討いただき、該当する町民の安心な暮らしを守っていただくことを提言するものであります。昨年、一昨年と大災害に見舞われた本町、安全・安心な町民の暮らしを守ることは、町民と町長との約束でもあったはずです。次世代へ舵を託す区切りをつけることができたと退任の理由を述べられた町長、安全で安心な町民の暮らしを守るバトンも次の世代へ確実につないでいただきたいとお願いするものであります。町長、5期20年、大変お疲れ様でした。

以上で私のこのたびの一般質問を終えます。

○議長（石川交三君） 10番椎名志保議員の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（石川交三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番斎藤晋議員の発言を許します。11番斎藤晋議員

○11番（斎藤晋君） 今、外はかなり寒くなっています。根雪というものにならなければいいんですけども、根雪の定義、昨日のテレビ見ていましたら、降って30日その雪が残っている、それが根雪だそうです。ですから、今日降って1か月後まだ残つてれば根雪ということなんでしょうけども、その根雪にならないように祈っております。今回の議会の冒頭で町長が不出馬の表明をされました。今まで表明をして辞めた方はいませんし、歴代の方々は選挙に敗れて辞めております。潔い辞め方、感服いたしました。それに自分の功績をいろいろこうお話しなさいましたけども、私は渡邊町長の功績は、五城目町を明るくしたというか、政争の町、それからいろいろなざこざがあった町、

それをなくして明るくしてくれたと、そう思っております。それが第一の功績ではなかつたのかなというふうにも思っております。本当にありがとうございました。今まで散々町長に文句ばっかり言ってきましたけども、町を良くするためにということでやっておりますので、何とかお許しいただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして、1つ目の問題からお伺いいたします。

朝市について。これも何回も何回も私だけでなく、ほかの人も、議員も質問しておりますけども、一向にらちが明かないというか、いい策がないというのが本当なんでしょうね。私も考えいろいろ自分でも店を出そうかという、そういうようなことまで思ったこともありました。しかし、人口減、それから高齢化、そういうこともあってなかなか朝市の出店数を増やすということができないであります。

(1) に現在何店舗か、ありますかという問題ですけども、これはもう皆さんもご存じだと思いますので言いません。

7日の日、店を見に行きましたけども、本当に金平さんの前にちょっとあって、あと格也さんの餅があって、それから今彦さんのところに佃煮屋さんと野菜があって、それから丸六さんの向かいにあって、それから郵便局の前にあってという、それほどしか店がありません。本当に寂しい限りであります。今年は、きのこの時期にもそんなにきのこが出回らなかったせいか、きのこの時期は余りお店も増えなかったような気もします。山菜の時期だけですかね、店が増えるのは。で、その店が増えた時、いいなというふうにも思います。私が小さい時、うちの前にも市が建って、人がいっぱいいてあれですね、私は母さん子でしたので、本当3歳ぐらいの時ですかね、お袋が買い物に行っていないとあれですね、うちのところにスピーカーが、前にスピーカーがあったんでしょうね、で、マイクがあって、そのマイクに向かって「母さーん」って叫んだ記憶が今でも残っています。それにトラックとかそういう自動車もなかった時代ですから、道の真ん中にむしろ敷いて昼寝していて、クラクションを鳴らされて親父が飛んできたという、そういうエピソードもあるみたいです。でもそういう時代の市日というのは本当に賑やかで、背負子を背負って歩くおじいさん、おばあさん、そういうのが本当にぶつかりながら歩いてた記憶があります。そういうところまで戻らなくてもいいですけども、本当に賑やかになってほしいなという思いでありますので、それでは、出店数を増やす方策は、効果が出る方策は、ということでお伺いしたいと思います。課長も大変だと思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求める。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） 11番斎藤議員のご質問にお答えいたします。

朝市振興委員会の皆様方により開催される季節ごとの朝市まつりや、朝市わくわく盛りあげ隊の皆様のご協力によりまして開催する朝市には、多くの出店者や来場者により賑わう状況であります。通常の朝市におきましては依然として出店者が少ない状況にございます。出店者を増やす効果のある方策としては、即効性のある方策はいまだ見出せておりませんが、昨日の6番石川議員にも答弁申し上げましたが、令和7年度には地域と朝市を密接に結び付ける役割として地域おこし協力隊や集落支援員など専門的に携わる人員の配置を検討しており、新たな出店者の掘り起こしに期待するところでございます。また、朝市通りの人通りを増やすことは朝市の来場者増につながり、出店者増につながるものと認識しております。引き続き事業所改修事業や起業支援事業を推進し、出店街の活性化も並行して推進してまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○11番（斎藤晋君） 経済の仕組みで、やっぱり売れてお金になればそこには人が集まるということだと思います。売れれば、売れるとすれば出店数も増える。人が来ればお金は出す。お金を落とす。それで出店数も増える。いや、これは本当に経済の仕組みそのものなんでしょうけども、そういうことを考えていかなければいけないというふうにも思います。今、町長がおっしゃいましたあそこの商店街ですけども、本当に徐々に徐々にでありますけども、シャッターが開けられて時々開いてるところ、それから、これから毎日開くんじゃないかと期待できるところ、そういうところも出ております。特に我が町内は新しく1、2、3、4、4つぐらい店が復興したっていうか、そういうところにもなりますし、それが隣町にも移ってほしいなというふうにも思いますし、そういう若者、若者だけでなく年寄りでも何でもそういう気概のある人たちが出てくれればいいなというふうにも思っております。これから少子高齢化ですから、子どもだけではなく、年寄りだけじゃなく、年寄りも、それから子どもも一緒に集まれるような場、そういうものが必要じゃないのかなというそういう気もいたしますので、商店街の復興というだけでなく、そこに福祉、そういうのも交えて考えていただければありがたいというふうに思います。

3番、4番については同じような問題ですけども、間口が、私、90cm、昔の人間

ですので3尺という、6尺というふうに考えましたけども、今聞くと1mと2mというそういう単位だそうですので、その朝市の出店料、これが間口によって決められるということですので、それが全部で幾らなのかということをお伺いしたいと思います。これは3番と4番、これ一緒にお願いします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

出店者の数の減少とともに定市場使用料の収入額も減少し、令和5年度決算におきましては月額平均6万7,613円であります、年間81万1,350円となっており、10年前と比較して約2分の1となっております。また、出店料は定市場使用料として町定市場設置条例に規定されておりまして、1mにつき110円、町外からの出店者は210円としております。ご質問の90cmの場合は1m分の、また180cmの場合は2m分の出店料となります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○11番（斎藤晋君） 5番と6番がありますけども、これは要は出店者がゼロ円にして、ゼロ円どころでなく、出てくれた方に年間でもいいですし、月間でもいいですし、報奨金みたいな形で、よく出てくれたなというふうに金をつけてやれば増えるかなという、そういう単純な思いで書いた質問ですけれども、今、町長が回って何回出た人にということで報奨金をお渡ししているはずなんですが、そういうものをもうちょっと拡充して、町内の人、町外の人、分ける必要はないという人もいますけども、分けたほうがいいのかなという気もしますし、出店料をゼロにしてその報奨金を渡す、そういう施策はできないのかなということでお伺いします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

定市場使用料につきましては、現在、朝市振興委員会において朝市関係者よりご意見をいただいているところであります、使用料の妥当性や町内外出店者の使用料に差を設ける必要性、また使用料に上限を設けることの提案などがあった旨を伺っております、令和8年度からの使用料改定などを盛り込んだ条例改正案を検討しているところでございます。朝市推進費としての町の予算を支出している以上、受益者負担の観点から使用料を無料とする考えには至ってはおりません。

現在、優良出店者報奨といったしまして36回出店するごとに1,000円の商品券を贈呈しております。月12回開催の朝市に全て出店いたしますと3か月で達成することとなります。年間を通じて出店した場合は最大4回の達成となり、令和5年度は4回達成者が3名おりました。ただし、朝市振興委員会の協議の中では、36回の出店に対し1,000円の報奨品では出店意欲の向上に効果が期待できないとのご指摘もあったことを伺っております。多くのご提言やご意見を参考に、新たな報奨制度につきまして検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○11番（斎藤晋君） そのとおりで、やっぱり1,000円の報奨金ではちょっと足りないような気もいたします。それから、受益者ということで、昔は店の前をふさぐような形でいっぱいこう朝市が出ておりましたので、商売の邪魔だという人も結構おりました。でもそういう人は今、影を潜めております。シャッター街、シャッターが下りて商売をやってない方がいっぱいいますので、その前に朝市が出る、そういうこう華やかになるような気もいたしますし、そういうことで昔みたいな文句は出ないと思いますので、大いにその朝市が繁栄できるように頑張っていただきたいと思います。

私、前考えたことは、もう前も言いましたけども、定市場ということで固定した市場をつくる、そういう小屋ですね、そういうものをつくって、そこに自分の権利を持って出店する、そういうような市場ができるのかということで、朝市ふれあい館ができる前、そういう、あそこの場所にそういうものをこう計画して仲間を10人ぐらい呼んでいろいろ酒飲みながら話した記憶もありますし、それから今ですと武石自転車向かいのキタキの跡地ですか、あそこが奥までありますんで、あそこにもそういうものができるのかな。そうすると通行止めも解除できますし、あそこがもっとよくなるんじやないのかと、そういう気もしております。これも後で仲間と話してみたいと思いますけど、それに町長も先ほど誰かの質問に言いましたけども、これを協力隊や支援員の活用をしてということでお話になりましたけども、それにちょっと引っかかったというか、今まで支援員、それから協力隊、そういう人にこう任せるということで丸投げみたいな形でやってる場合が多い。それではだめなのかなと。やはりもっと主体性を持って、町が主体性を持ってやるべき事業だというふうに思います。やはり町長が、私が朝市はなくしてもいいのかというようなきつい言葉を言った時、500年の歴史の中でなくすることは

できないという、それははっきりおっしゃいました。そういう考えであれば、やはり町が主体となってがつたりタッグを組んで、課の垣根を越えてみんなで考えるべき事業だというふうにも思います。まずよろしくお願ひいたします。

それでは、2番目のシルバー人材センターについてであります。

シルバー人材センター、私も議員を辞めれば登録しようかなというふうにも思っておりますが、ということは今、主になって一番上でやってるのは私の同級生ですので、そういう同級生と一緒にこの前も酒飲んで話しましたけども、いい事業だと、お年寄りの生きがい、やりがい、そういうものをこう生かしてくれる、こういう事業ではないのかなというふうにも思います。お金が欲しくてということもあるでしょう。しかし、自分の余暇を利用して人のためになる、そういう事業ですので、やはり人のためになって、なるということを考えれば、若さも湧いてきますし、やる気も湧いてきます。やはりそういう事業、これは絶対になくしてはいけないと思いますし、お年寄りの楽しみ、それから集いの場、そういうものにもなってると思いますので、ぜひシルバー人材センター、この事業に応援したいというふうにも思いますので質問させていただきます。

シルバー人材センターに対する補助金は幾らかということでお伺いいたします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

五城目町シルバー人材センターに対する町の補助金につきましては、令和元年度より300万円の補助金を、令和5年度にインボイス制度導入などの理由もありまして350万円に増額対応しております。令和6年度も350万円となっております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○11番（斎藤晋君） 今350万円ということでしたけども、今年が350万円、来年も350万円ということありますけども、やはりインボイス、今町長がインボイス制度ということでおっしゃいましたけども、インボイス制度、それからフリーランス法、これから施行になりますけども、こういうものがどのように事務的な、シルバー人材、そういうものの事務的なものに影響を及ぼすのか。それから会員ですね、フリーランス法ですから、会員にとってどのような影響があるのかということで、町はどういうふうに見ているのかお伺いしたいと思います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

五城目町シルバー人材センターでは、インボイス制度への対応は令和5年の10月から始まっていますが、センターが仕入れ税額控除の対象外であることから、シルバー人材センター自体の納税も増えるという負担が生じております。また、近年の物価高騰など情勢の変化に加え、来年度からはフリーランス新法に対するには契約体系の変化を含む制度の周知や事務局体制の強化を図る必要があり、影響が大きいものと想定されます。五城目町シルバー人材センターが持続可能な組織として活動するには負担が大きくなると見込まれることから、町といたしましては補助金を含めた支援について協議してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○11番（斎藤晋君） 今、町長が最後におっしゃいましたとおりで、考えてほしいということでこの問題を出したわけで、やはり事務局をやってる事務局長ですか、元の消防長とかがおります。それからやはり、私もそうですけども、パソコンを両手一本の指でこう押すような、そういう人たちがやるわけですから、事務的なものもやはり大変だと思いますし、やはりそこにもう一人人材を入れなければいけないというような事態にも陥りかねません。ということは、インボイスに関してもそうですし、フリーランスに関してもその契約とか、それから請求書作り、それから領収書作り、そういうものが既定に乗るまで、既定っていうか普通になるまでやはり大変だと思います。そういう中で同じ補助金をもらって同じ事務員ができるかという、事務員体制ができるかというと、できないような気もいたします。それをやっぱり事務局、シルバーの事務局は不安がっておりますし、やはりそういうものを助けてやりたいなというふうにも思います。やはりシルバー人材の方々は、会員の方々はお金が欲しい方もいますし、それから先ほど言いました生きがい、やりがいということ、それから自分で稼いだ金を孫の小遣いにしたり、それからお正月のお年玉としてあげる、そういう喜び、そういうものも味わうためにシルバーに所属したりしております。この前、雪が降った時、朝7時半頃ですかねトラックで来て、間口除雪ということでシルバーに所属している方がそのうちの間口を一生懸命除雪しておりました。やはりそういうのを見てあれですね、だらだらしてて私、普通の時はそうですけども、そうでなく、決まった時間に起きて決まった時間にご飯食べて、決まったように出かけて仕事をする、やはりそういう生きがい、やりがい、そのやりが

いがあるという人生、それを全うして死にたいものだなというふうにも思いますので、そのシルバー人材の仕事をぜひこれからも広めていければなというふうに思います。ですから増額すべきということで問題を提起しましたけども、それができるか、できないかということで町長からお伺いしましたけども、副町長はどういうふうに思ってるかお知らせいただけますか。

○議長（石川交三君）　澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君）　斎藤晋議員にお答えします。

今回のシルバー人材センターの関係でございますけれども、私が1年前に就任してからシルバー人材センターの鍋鶴さん、そして伊藤事務局長さん、大体3か月から4か月に1回、状況報告等々、そしてまたお願い等で私の部屋に来いろいろお話をさせていただいております。今回の関係につきましても、インボイスの関係、平成11年に経過措置終わるわけなんですけども、その件の話もさせていただきました。当然来年度、今お話しされました事務局に対する行政側の支援についても強く要望されたところでございますが、町としまして確かに支援は必要でございます。そしてまた11年までのインボイスの関係の、シルバーとしてどのような財政意向になるのかというところも併せてこれからお話を聞くというところでございました。その中に今回の斎藤議員からのご質問がございまして、まずその答えはまだ私承ってませんけれども、人材に関しての支援については令和7年度きっちり当初予算に計上させていただき、今後もインボイス関係、フリーランスの関係等々で必要になる部分については伊藤事務局長等と相談して、いい方向で迎えていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（石川交三君）　斎藤議員

○11番（斎藤晋君）　よろしくお願ひいたします。もう五城目は半分年寄りですから、年寄りの集まりの中に行くと、私72歳ですけども、私が若いほうで、若者って言われたりですね、私は点々がつくような気がしますけども、若者と言われて物事を準備したり、後片付けをしたり、そういう役が私に回ってきます。で、やっぱりこういう五城目ですから、これからこういうものが大事になっていくんだというふうに思いますので、それからシルバー人材ももっと幅を広げていろんなことができるようなシルバー人材にしていかなければいけないような気もします。本当に今、若者にしかできないネット環境のこと、そういうものをシルバーでできるようなふうにしていくとかですね、いろん

な事業がシルバーの事業になれる、そういうように手助けしていっていただければありがたいというふうに思います。

それでは3番目、ケヤキ並木の落葉の始末についてということで、昨日、中村議員も質問しましたけど、私も毎日道路、ケヤキ通りのそこを通って、ケヤキの葉っぱ、今日は多いな、今日は風で飛んだなとか、今日は濡れてすごいなとか、そういうふうに思っている一人であります。で、ケヤキの葉っぱっていうのは10月末からですか、12月初めまで1か月か2か月ぐらいしか落ちないわけですね。その数、昔は菊の肥料にするために集めて、あれを堆肥にして菊の鉢の中に入れて菊を作ったというそういう人もいますけども、今はそういう菊づくりをする人が少なくなったせいなのか、ケヤキの葉っぱを集めて持つて帰る人が少ないというふうに思います。それにシルバー人材がボランティアでという一部の区間だけですね、あれは、町長の話ですけども、本当にシルバー人材の方々が雪べらを持ったりしてケヤキの葉っぱを集めてやっておりました。楽しみでもあり、それから上から言われたというそれもありますし、事務局からですか、そういうのがありますんで、ボランティアといつていいいのか、ボランティアじゃないのか、事業に乗ってるということですけども、やはり補助金をもらってる町に少しぐらいは奉仕しないとというそういう気持ちが働いているんだとも思います。ですからそれを頼りにして葉っぱがどうこうということはあんまり言わないほうがいいんじゃないのかなというふうにも思います。

町で植えたケヤキ、あの葉っぱを片付けるのは町であるべきだというふうにも思います。自分のうちの前のケヤキを掃く、そのぐらいはできるでしょう。でも側溝に詰まつたもの、道路の端に飛んだもの、そういうものを集めて、それをこう始末する、それは町での仕事だと思います。賃金が発生する、そういうものだとすれば町でやらなければいけないですし、それをボランティアに頼るという、それはちょっと甘すぎるんじゃないのというふうに思います。町でもっと自覚を持ってケヤキの葉っぱを片付けてほしい。今、ケヤキの木を切って、ケヤキの葉っぱが来年はどうなるのか分かりませんけども、ケヤキの木をかなり切られております。切るっていうか枝の剪定ですね。で、あれでどう変わるか分かりませんけども、今年のケヤキの葉っぱは青空号が集めてるというそういうことも昨日の答弁がありましたけども、青空号が集めてるのはそこの住民が集めた、集めて袋に詰めたもの、それを集めているだけで、清掃をしているわけではないというふうに私は認識しております。町が植えたケヤキの葉っぱの始末、これが町がすべきだ

というふうに私が思いますが、それにこの葉っぱ、側溝に詰まって内水氾濫の原因にもなる、それから下水っていうか雨水口、それに詰まっていく、そういうものも考えられます。他町村ではその下水口っていうか雨水口、それを年に1回ぐらい掃除しますけども、当町にはそういう年に1回というのを見たことないですし、やはり詰まって、あ、内水氾濫したというふうにならないようにしてもらいたいと思いますので、このケヤキの葉っぱの始末、町がすべきだという私に対してどういうふうにお答えになるのか、お知らせいただきたいと思います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

3番中村議員の答弁、これは同様となります、現在の落葉回収につきましては、沿線住民の皆様方のご協力、五城目町シルバー人材センターのボランティア活動、青空号により実施しております。五城目町シルバー人材センターのボランティア活動は平成29年度から実施しております、主に県道秋田八郎潟線の落葉回収についてご協力をいただいております。町では令和4年度に落葉回収用の吸引機を購入し、青空号により回収作業を実施しております。本年度は町道雀館幹線を中心に作業を実施したところであります。街路樹の落葉については、令和5年度に実施した五城目町の街路樹に係る町民アンケート調査におきましても特に力を入れて取り組んでほしい項目として落葉の清掃が挙げられていることから、引き続き沿線住民の皆様方のご協力をいただきながら、青空号による落葉回収を進めてまいりたいと存じます。

落葉回収のボランティア活動につきましては、五城目町シルバー人材センターの事業計画に位置づけられている地域活性化事業の一つであります、ボランティア活動を通じて会員相互の交流や連帶意識の向上を図ることを目的として実施していると伺っております。また、本活動が住民の皆様方から好評を得ていることにより、高齢でありながらも地域に貢献できているという喜びとともに、五城目町シルバー人材センターのPRの場にもなっているとのことでしたので、町が改めて落葉回収を業務として依頼することは難しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○11番（斎藤晋君） いや、昨日の同じあれですけど、それに対してあれですね、青空号が集めた、今のお話ですと小学校前の通り、それだけということで、五城館通り、あ

そこは青空号そのバキュームのあれでやってないということですけども、建設課長どうなんでしょうか。それから、それが一つ。それと、さっき申し上げましたけども、側溝に詰まるケヤキ、そういうものが側溝に詰まれば内水氾濫が起きる。そういう側溝とか、その雨水口、そういうものを清掃、年に何回やってるのか。その2つお知らせください。

○議長（石川交三君） 猿田建設課長

○建設課長（猿田弘巳君） 11番斎藤議員にお答えいたします。

まずははじめに、中央線、いわゆる県道秋田八郎潟線の落葉の回収につきましてですが、青空号で確かに地域の住民の方々のご協力と、それから五城目町シルバー人材センター様の回収した袋の回収を主に行っておるところであります。また、購入した吸引機による作業ですが、今年度は雀館幹線を主に行っておりますので、来年度また中央線とか、街路樹の植栽されている路線に割り振りしながら作業を進めてまいりたいと思います。シルバー人材センター様のボランティア活動の目的としましては、地域社会への貢献とか生きがい、活躍の場の醸成、会員相互の交流の場、また会員個々の自己PR、加えましてシルバー人材センター様そのもののPRにつながっておると伺っております。それから、町としましては、地域の住民の方々、シルバー人材センター様、それと町と、まさに三位一体となって、今後は街路樹管理保全業務委託の中で今後皆様と協働の作業で維持管理に努めてまいりたいと思います。

それから、先ほど申されましたその側溝の清掃作業ですが、昨年度から側溝の汚泥処理業務委託を発注しております。まず手始めには昨年の内水氾濫被害を受けた町内から積極的に進めております。今後はそれをブロックローテーション化し、継続してしていく予定でありますので、当然のことながら中央線に関しましては県道ということで県の管轄となりますので、その辺は県のほうとも協議しながら協力し合って行っていきたいと思いますので、ご理解願います。

以上です。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○11番（斎藤晋君） 最初冒頭にも話しましたけども、ケヤキの葉っぱというのは10月末から12月初めまでなわけです。シルバー人材センターがやったのは11月中だったと思いますけれども、1回だけです。その1回やって、その後に落ちた葉っぱ、それはじやあどうなるのかということです。1回やればいいという問題じゃないです。だから私はそこを言ってるんですよ。青空号が住民が取った袋を集めていくのは私は見てお

ります。でもケヤキ通りを清掃してるっていう、そういう姿は私は1回も見ておりません。青空号、何人いるんですか。その人たちがバキューム使ってその清掃して、そこだけきれいになる。1日何mできるんですか。それでこのケヤキの本数からいって、できるあれではないです。そういうことをおっしゃるんであれば、ちょっと違ったまた言い方も出てくるというふうに思います。やはりケヤキ通り、あそこは県道です。でも町民が困ってる問題、そういう問題はやっぱり町で解決しなけりやいけない。それが当然だと思います。県のほうに清掃車ありますよね。あれをこう頼むとか、そういうこともひとつでしょうし、町での車を1台もう買ってしまうとか、それもひとつだと思います。やはりそのぐらいのことをしないと町をきれいにできないと思います。ケヤキの葉っぱが飛んできて福禄寿の従業員が3人も4人も出て清掃してる姿も見受けられますし、風が強ければ私のうちの駐車場まで飛んできます。やはり私のうちは少しですけども、あのケヤキの葉っぱの下にいる人たち、山口床屋さん、それから小浜さんとか、それからあそこは錦織さんですか、それから長栄堂さんとか、もう朝早くから起きて芝ぼうき、それでうちの前を掃いてる。そういう姿を見ると、やっぱり毎日大変だなというふうにも思います。そういう姿を皆さんも見てやっていただきたいと思います。中村議員が言ったあれも、菊地さんって、菊徳さんですね、のおじいさん、おばあさん、それが毎日歩道のところを掃除してます。で、私が議員になった時、そこに行った時、ちょっと待って、私がこうやって毎日雪かきしてるのは何でか分かるかと。いや分かりませんというふうに話しましたけども、これは学校に通う子どものためだと。ここの前を通る子どものために私は毎日雪かきしてるんだと。行政でやるべきことを私がやってる。やらないからやってるんだと、そういうふうに言わされました。やはりそういう小さい問題、そういう問題を解決していくなければ、いい町にはならないというふうに思います。やはりケヤキひとつとって、それがたかだか1か月か2か月の間ということでなく、やはり困ってる問題を解決する、それを真に町民の目線に立ってやっていただきたいというふうに思います。何とかその辺も解決していただければ、知恵を出せっていうんであれば何ぼでも知恵出します。相談があるんであればあれですけども、よろしくお願いします。

4つ目、これは前回からの続きになりますので、ちょっと気持ちを入れ替えて、馬場目川の再生と川に住む生き物の再生についてということでお伺いいたします。

1番、前回の質問で、県には何ら依頼していないとの回答ではあったが、その後どのように対処したのかについてお伺いいたします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

9月定例会においての答弁で不足していたこともあり、これも含めてこれまでの対応についてご説明を申し上げます。

令和4年、令和5年に2年連続で水害が発生した馬場目川流域の整備計画について話し合う、3月28日に開催された馬場目圏域河川整備計画第1回検討委員会におきまして、環境や動植物への影響に配慮した計画にするよう県に要望書を提出しております。具体的には、適正な河道掘削を実施し、親水機能を高めるとともに動植物の生息環境保全及び文化財の管理保全を図り、住民が河川へ関心を高めることができるような対策を講じていただきたいとしておりました。6月26日に開催された第2回目の検討委員会では、1回目の意見が反映され、県においては植生や景観に配慮した河川整備を行うことが確認され、2つの配慮事項として動植物の生息・生育環境への配慮と河川利用への配慮が整備計画に追記されております。私からは、自然環境や景観を損ねたり、農業などの事業に支障が出たりしないように整備を進めてほしいとして会議において直接要望をさせていただいております。また、10月11日に開催されました県主催の移動振興局におきまして、決算特別委員会での指摘事項であります災害時の流木処理について、河川管理者である秋田県が河川の関係町村と連携し、経費負担も含め、環境保全などと合わせて流木回収に向けた新たな制度を創設できないか調査検討を行っていただきたいことをお伝えし、町においては早急な対応が求められており、河川改修者である県との連携により迅速な対応ができるよう新たな制度創設をお願いしております。それに対しまして秋田地域振興局担当部長より、「検討をお願いされた事項については認識しております。現状ではすぐに対応するのは難しいが、県と市町村との情報共有から始めたいと考えております。」との回答をいただいております。

このように災害復旧に伴う河川の環境保全については、馬場目川のみならず富津内川、内川川についても要望しているところでありますが、ご質問にあります馬場目川の再生と川に住む生き物の再生に関しては、現時点では県に対して町としては具体的な要望するには至っておりません。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○11番（斎藤晋君） 再生については、環境と、それからそういうものについては調査

依頼でしょうか、してることですけども、まずそれはそれでいいというふうにも思います。

で、2番目、3番目ですけども、私は前々から話していることがありますよね、町の町民が困っていることであれば、それが県の仕事であろうが、県の担当であろうが、町民が困っているんであれば役場がやはり代わって県にお願いする、県に依頼する、それは当然じゃないかということで前々から話しております。県に働きかける、一町民が働きかける、それよりも町が働きかける、そのために文書が必要だというふうに前は言われたことがありますけども、その文書というものと、それからこうやって一般質問で町会議員が質問した事項と、どっちが重いのかということをお伺いしたいと思います。町会議員が質問して困っている事例を話して、それが右から左ということなのか。「重く受け止めております。」で、「検討いたします。」で終わりなのか。そこをこうはつきりしていただきたい。それから、今、町長のお話ですと、いろんな河川に対しての調査依頼っちゅうか、いろいろ要望して、そういう返答が来てるというそういう話ですけども、我々の耳には一切入っておりません。そういうことで、私が川の生き物、川そのものの環境、そういうものに興味があるかもしれませんけども、で、私たちもそういうものを開示するつもりがあるのかについても、この2つについてお伺いします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

町といたしましては、県に対しまして河川整備に伴う河川環境保全に関する要望は行っておりますが、馬場目川再生に関する要望につきましては、秋田地域振興局を通じて、まずは地域住民や漁協などの関係機関、県などとの情報の共有を図りながら始め、要望につなげてまいりたいと考えております。

なお、今後におきましては、この周辺地域の環境保全を目指しておられる美しい八郎湖を未来に残す協議会が行っておりますフォーラムなどにも積極的に参加するなど、町といたしましても環境保全意識の向上を図ってまいりたいと思います。

また、2つ目の質問の一般質問うんぬんでございますが、先ほどのまた答弁の繰り返しとなります。いずれの対応であったとしても県などとの情報共有を図り、町として要望につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 斎藤議員

○11番（斎藤晋君） 要望につなげていきたいというふうに言っていただいたのは、まあそうなのかなというふうに思います。でもそれが町の一番悪いとこですけども、我々が行って質問して、これどうなったというそういう結果については、我々には一切ない。途中経過も一切ない。一般質問に関してもそうですね。こういう問題がある、これはどうするということ質問しても、それをいつやる、どうやる、どうなった、そういうものの結果、途中経過、そういうものが一切分からぬ。いつの間にか、あ、この問題、私何年前に質問した問題だなど。この問題、あ、去年の何月に質問した問題だなどとか、そういうものがポッと出てる。やはり質問してそれを直す、ただす、それから新設する、そういうことがあるとすれば、その出所に対して、いや斎藤、こうやってよくなつたというそういう結果、そういうものも我々に示すべきではないのかなと。これは前にも1回言ったことがありますけども、やはりそのぐらいの気概が欲しいなというふうに思います。それぐらいのやっぱり心があつてほしいなと思います。文句だけ言ってるわけではないですよ。町が良くなるためにということで私は質問してるわけですから、その良くなることであれば、私、それに対して文句言う筋合いもありません。皆さんを考えるようなそういう堅い人間でもありません。やはりみんなで喜びを共有する、そういうのが必要だとも思います。その教えていただけるものなら教えていただきたいというふうに思います。

5分残りましたけども、この辺で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（石川交三君） 11番斎藤晋議員の一般質問は終了いたしました。

なお、先ほど澤田石副町長答弁の中で、シルバー人材センターに関して「平成11年」という発言があったと思いますが、これは後刻議長をして精査して調製いたします。

次に、1番小玉正範議員の発言を許します。1番小玉正範議員

○1番（小玉正範君） 1番小玉正範です。午後の2つ目の質問ですので皆さん大変お疲れのことだと思いますが、最後の一般質問ですので、もう少しお付き合いください。私も最後まで緊張感を持って頑張りますので、どうかよろしくお願ひいたします。

2024年11月8日、総理大臣石破首相は、地方創生の実現に向けて政府が設置した本部の初会合において、来年度、令和7年度予算案で地方創生の交付金の倍増を目指すとともに、新たな経済対策で農林水産業や観光業の付加価値を高める取り組みなどを支援し、交付金を前倒しで措置する考えを示しました。さらに、石破総理は職員に訓示

し、「地方の持っている潜在力を最大限に生かすことがこれから先の日本の発展にとって最も必要なことだ。地方と政府が一体となって新しい日本をつくるプロジェクトに挑んでいただきたい。」と述べております。これを受け、林官房長官は閣議の後の記者会見で、「政府の本部は地方こそ成長の主役という発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤として大規模な地方創生策を講じるために設置された。今後10年間で集中的に取り組む基本構想の策定に向けて議論を進めていく。」と述べております。以上の言葉からは、石破首相の「地方の潜在力」、林官房長官の「地方こそ成長の主役、地方のそれぞれの特性に応じた発展」という言葉が非常に大事だと感じました。

私たちに置き換えていくと、五城目町における潜在力とは何ですか。五城目町の特性に応じた発展とはどんな姿でしょうか。これに答えられなければ本町の成長はないということかもしれません。さらに、国からお金のばらまきではだめだと言っているのと等しいと思われます。どうかここにいる皆様方、また、町民とともに考えていく姿勢がこれまで以上に求められる時代が来たと言えることを確認し、一般質問を始めたいと思います。

まず最初に水害関連です。

昨年7月の大雨による内水氾濫から始まる水害の経緯について、本年2月18日実施のワークショップにより、昨年7月に起きた水害について、各町内から時系列で水害の経緯に関するデータが集まったと思われます。そこに住む現在の町民にとっても、また将来への教訓としても価値の高い資料になると思われますので、水害発生の経緯、内水氾濫、河川氾濫、住宅地浸水の経緯などや、その被害の全体像などを町の公式見解として今後発表する予定はあるのでしょうか、町長の見解をお願いいたします。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） 1番小玉議員のご質問にお答えいたします。

町では令和6年2月13日から22日にかけて、町内各地において令和5年7月大雨災害に関する住民ワークショップを開催しております。ワークショップでは、災害時に発生した事象や行動を振り返りながら意見交換を行っていただいております。寄せられたご意見や情報などは地域防災計画の見直しやマニュアル整備、内水浸水想定区域図の作成など、今後の防災対策に生かしてまいります。

全体像として水害発生の経緯、公表するのかというご質問でございますが、町ではワー

クショップにおいて提供をいただいた情報をもとに浸水要因分析を行っておりまして、五城目町水道事業及び下水道事業経営等審議会において説明を行っております。当該資料につきましてはホームページなどにより公表することとしております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 小玉議員

○1番（小玉正範君） そうですね、できれば町民に直接ご説明をいただけるような場を設けてもらいたいという気持ちがあります。今後ともちょっと検討していただければと思います。

では次に移ります。馬場目川の維持管理のための修繕工事について、午前中の荒川議員の質問にも重なってはおるんですけども進めたいと思います。

馬場目川の維持修繕工事は、町内3河川の河川工事とは別に毎年行われると理解しております。本年は馬城橋周辺から磯ノ目大橋までの河川の土砂と砂州の除去を行っています。では来年はどこの場所を行うのでしょうか。私のこの小さな目からは、維持修繕工事を行うべき箇所は磯ノ目大橋から西野橋の区間、また西野橋から竜馬橋、八郎潟から大川へ抜ける橋ですね、また、そこから八郎湖への入り口の区間など、まだまだたくさんあるように見えます。来年からの馬場目川の維持修繕工事はどのような計画になっているんでしょうか。町民を安心させる意味でも町民に知らせる必要があると思いますが、明解な回答をお願いいたします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

荒川議員のご質問でも答弁いたしましたが、馬場目川につきましては西野橋下流部の伐木を実施、富津内川との合流部から下流の伐木、土砂撤去を実施予定、また、富津内川につきましては高千川との合流部の伐木、土砂撤去を予定、内川川につきましては滝ノ下川との合流部の伐木、土砂撤去を予定していると伺っております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 小玉議員

○1番（小玉正範君） 本年、馬城橋から磯ノ目大橋まで修繕工事を行われているのを数日経つてから気づきまして、ああ、このまま数週間かけてきれいになるんだなと思っていましたところ、結構まず時間かけてやっておりました。その後、ホームページのほうで確認して、あ、計画がちゃんとなされていってこういうふうになってるんだなという

ふうに思ったんですけど、ある方からは、そうすれば隣の町内の西磯ノ目はどうなるんだと、ちょっと何か心配だなというお話がありまして、今後行う場所については今分かりましたが、それを計画的に行うことによって、例えば来年はこっからここまでなんですよと、で、その次の年はここからここまでなんですっていうその計画が町民に知らされていれば、非常にこう安心するというか、やっぱり精神的に落ち着くんでないかなと思うんです。それないままに、あ、今年はこっち、突然あっちとかってやられると何かちょっとこう不安なんんですけど、まあもう少し県との連携を密にして、町の希望とか展望を、今後どうするか、どうしたいのかというところを示していただきたいと思うんですが、今後の県への対応についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（石川交三君） 猿田建設課長

○建設課長（猿田弘巳君） 1番小玉議員にお答えいたします。

午前中の荒川滋議員のところでも答弁しておりますが、県では来年度予算の要望をしておるところでありますて、その予算や現場の状況による調査が必要であるということを伺っております。また、その際には町のほうにも必ずご相談、打診がありますので、その際には磯ノ目大橋から西野橋、昨年度の下流部分を町としても要望したいと考えております。

以上です。

○議長（石川交三君） 小玉議員

○1番（小玉正範君） そうですね、どうかぜひ要望のほうお願いしたいと思ってます。ただまず基本的にはどこの地域の方々も皆同じ気持ちで、いやあ、うちのほう早くやつてほしいなというところがあるかと思います。ですので、何とかこう計画的な運用ができるればいいなというふうに希望しております。

では次に進みます。役場の未来像について。

今後どのような役場を目指していくのか。令和7年、役場のDXが完了、まあ完了しないでどんどん進んでいくというお話を聞いているんですが、窓口の在り方が変わります。これまでとは違った町民との関わりが必要になることが予想されます。具体的に言いますと、窓口に訪れる町民にはこれまで以上に接する時間が長くなることも予想されます。今後、町民にとって、また職員にとって、どのような雰囲気の役場を目指していくのか。各課の仕組みとか機構ではなくて、職員がどのような心構えを持って来庁者に対応し、職員の皆様がどのような気持ちで日々働くことができる場所とするのでしょうか

か。渡邊町長の希望、そしてまた理想像をご回答願います。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

今現在、窓口業務のDX化を考えているのが各種証明書のコンビニエンスストア交付、また、住民生活課窓口付近に設置している書かない窓口の対象項目の拡大であります。できるだけ町民の皆様方の利便性の向上と負担を減少できるような窓口のDX化を推進してまいりたいと考えておりますが、町民の皆様方の中にはDX化への対応が苦手な方もおられると思いますので、当面の間は窓口業務を継続し、将来的には窓口業務を一本化する総合窓口を設置するなど、住民の皆様方に寄り添ったサービスを継続できる体制を構築していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 小玉議員

○1番（小玉正範君） 今後ですね町の減少が、あ、人口減少が進みまして、役場職員の数も減ることがあるかと思います。これまでの慣習にとらわれない職員の働き方が求められるかと思います。これまでの各議員のほうからも提案がされているとおりだと思っています。私のほうからは、職員の経験年数の違いや個性の違いは、そのまま多様な独創的な意見や見方をもたらします。職員一人一人が最大限に活躍できるように、職員の年齢や性別にとらわれず、皆が対等に積極的にアイデアを出し合い、話し合って課題を解決していくことが大事ではないかと思っております。いずれにしましても、職員の皆様が明るく意欲的に毎日働く姿が見られれば、我々町民としては大変安心できると思っております。老婆心から生意気なことを言ってしまいました。すみません。

では次に移ります。意見箱の活用について、役場1階階段の前に町長へのお手紙として意見箱が設置されています。目立つ場所のはずなんですが、もしかすると気づいていない町民もいるかもしれません。1年間の利用率、または投書数はどのようなものでしょうか。また、この設置場所として手紙を書くのに適切な場所でしょうか。意見箱に入った意見は町民の直接的な意見で生の声であり、大事なものだと思われます。その活用の仕方はどのようにになっているのでしょうか、当局の回答を求めます。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

意見場所に投書された町長への手紙は、令和4年度ではありませんでしたが、令和5

年度は1件、今年度はこれまでに2件ございました。町長への手紙制度は、私が初めて町長に就任した年の4月に町内の若者有志からご提案をいただきスタートした制度でございます。建設的なご意見やご提案を募集し、意見箱への投函のほか、電子メールや郵便などでも受け付けるもので、役場1階の意見箱は制度の宣伝の意味も込めて当初から設置してまいりました。いただいたご意見やご提案は私が直接目を通し、情報を共有し、回答をしているほか、業務の参考とさせていただいております。町民の皆様方からのご意見、ご提案は、この町長の手紙制度に限らず様々な方法で募集するべきであり、このたび策定した第7次行政改革推進プログラムにも意見公募について登載しているところでございます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 小玉議員

○1番（小玉正範君） 町民の皆様が自分の意見に役場が誠実に対応してもらった、実行していただいたという実感を持ってもらえる最高の機会だと思いますので、今後も大事にしてほしいなと思っています。ただ、時にはやはり厳しい意見もあるかと思います。その際の対応として、もし庁舎内で活用する時ですね、ちょっと注意事項、ご存じかと思いますが確認させていただきたいと思います。個人情報をしっかりと守っていただき、手紙を書いた人が不利益を被らないように細心の注意と配慮をお願いいたします。場面は違うんですが、昨年こういう例があったと聞いております。家の復旧工事を請負業者さんへの心遣いから担当の職員が家主さんの印象を業者へ伝えてしまったために、家主さんが嫌な思いをした例があったそうです。このように本来意図しないことも起こり得ますので、何とかご注意をお願いいたします。

また、意見箱の意見を記入する場所として現在の場所は目立ち過ぎるようです。意見箱設置を知らせる掲示板を置くのはいいと思うんですが、実際に記入、投函する場所としては目立たないところがいいのではないかと思いますので、ぜひご検討をお願いいたします。実はこの点については、数年前も意見箱に意見を提出した方がいるということを聞いております。何とか改善していただきたいんですが、どのようなものでしょうか。

○議長（石川交三君） 柴田まちづくり課長

○まちづくり課長（柴田浩之君） 1番小玉議員にお答えいたします。

場所につきましては、適切な場所がやはりよろしいかと思いますが、まずどこがいいのかというところも含めて検討させていただきたいなとは思っております。よろしくお

願いします。

○議長（石川交三君） 小玉議員

○1番（小玉正範君） 先ほども言ったんですが、町民と役場が直接つながる手段でもあるので何とかこう大切にしていただいて、場所についても今後ご検討して、心置きなく意見箱に意見を投入できるというそういう環境を整えていただければなと思っています。

次に移ります。住環境の整備ということです。

街灯設置のルールについて、冬の季節になり、最近では日の入りが午後4時15分頃になっております。午後5時ともなると、かなり暗い状況です。ここからの時間帯であると思われるんですが、「夕方町内を歩いていると道路が暗くて見えません。危ないので街灯を設置してもらえないものか。」との声をよく聞きます。昨日の佐沢議員からも学校周辺で暗い場所があるという報告があったかと思うんですが、以前、私この点について聞いたところ、各町内の街灯設置の数はもう既に決められていて増やすことができないという回答をいただいております。それでは、その現行の街灯設置ルールとは、いつ、どのような経緯で決められているのか、町民にとって住みやすい町の構築と安全のためにルールを変更して街灯の増やせないものか、この2つの質問にご回答をお願いいたします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

町では昭和43年4月1日、街灯設置に関する規定を定めておりまして、現在、1,729基の街灯を管理しております。維持管理には毎年2,000万円以上の費用を要しておりますことから、街灯の新設につきましては必要性や、また危険度などを考慮した慎重な検討を要するものでございます。現在の運用といたしまして、各町内から設置要望があった場合には、町内の中から不要箇所を選定していただき、必要箇所に移設するといった形での運用を実施しております。しかしながら、宅地造成による新たな住宅地ができた場合や、また直近の例で申しますと小学校移転により街灯が必要と判断した箇所につきましては、新規の街灯を設置することとしております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 小玉議員

○1番（小玉正範君） 年間の維持費が膨大になってるなというのはちょっと驚きましたけれども、ちょっとまた視点を変えてですね考えていただければと思うんですが、この

ルールが決められた頃というのは昭和の時代ですので、蛍光灯または電球の街灯しかない時代です。現在はLEDが主流でありまして、LEDの電力消費量は、ご存じだとは思いますが蛍光灯に比べ大変低く、電気代では約2分の1と言われています。電力消費量については3分の1だそうです。白熱電球と比較すると10分の1以上になるとの報告もあります。LEDが普及し始めたのは2010年頃からですので、街灯設置のルールというのはもう随分と昔だなというそういう印象です。まあどういう、どのぐらいの金額が増えるのかちょっと分からぬ、予想はつかないんですが、このルールについてはそろそろアップデートしてもいいのではないかなという気がいたします。何かの事故や事件が起きてからは遅いです。しっかりとルール変更またはルールの再検討をしていただければなと思います。町民の安全・安心な暮らしを考えてもらえればいいなと思っていますが、どのようなものでしょうか。再び回答をいただきたいと思います。

○議長（石川交三君） 猿田建設課長

○建設課長（猿田弘巳君） 1番小玉議員にお答えいたします。

街灯設置に関する規定でございますが、昭和43年4月1日に制定されておりまして、平成3年10月にまた改めて改定されております。その中で、光源につきましては200W以内とし、ただし防犯灯は40Wといったその光源の規定を定めておるところであります。おっしゃられるとおり、ほとんどの、現在はLED灯しか製造されておりませんので、それに則った改定も必要だと感じております。

なお、町内で町の管理するLED灯ですが、ちょっとここでは資料ありませんが、かなりの割合でLED化が進んでおりますので、先ほど申しました維持管理費の2,000万円というのは、まあその電気料、それから修繕料、合わせた総額となっておりますので、おっしゃられる電気料の増減幅がちょっとこの場では判断致しかねますのでご理解をお願いします。

以上です。

○議長（石川交三君） 小玉議員

○1番（小玉正範君） 見直しも必要かという言葉も聞かれましたので、前向きな回答だと受け取らせていただきたいと思います。実際に5時とか6時に町内の道路歩いてますと危険を感じることもありますので、前向きにお願いしたいと思っています。

では次に移ります。町の景観から見た空き家対策ということで、他の町同様、本町においても空き家が目立ち、寂れた印象を与えています。特に国道沿いの交差点にある大

規模な廃屋は、数十年もの間そのままであり、さらに落書きがされるなど危険性も感じられ、町中心街の入り口にあるということからも町の景観を著しく悪くしていると感じます。近隣の住宅では、手入れがされない敷地にある樹木の枯葉や虫が風によって運ばれてきて迷惑を被っているんじゃないかなというふうにも予想されます。町の中心にある大きな古い廃屋と合わせて解体の見通しはあるのでしょうか、回答を求めます。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

空き家対策につきましては、令和5年度に旧耐震基準の空き家解体撤去費補助金を創設いたしました。申請件数は、令和5年度が17件、令和6年度が現時点で15件となっております。多くの方々からこの補助金を利用していただき徐々に空き家のその解体が進み、景観の向上に一定の効果があったものと感じております。廃屋や空き家は、家屋・土地ともにあくまでも私有財産であることから、法的措置なしに行政が勝手に処分することはできず、今のところ解体の見通しはございません。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 小玉議員

○1番（小玉正範君） 大変なところがあるんだなというふうには予想はしておりますが、解体の見通しが立たないから永遠にそのままにしておくつもりということはないかとは思いますので、何とかこれ、町の入り口でもありますので、解決の道筋、希望的なアイデアを今後模索してもらえばなと思っています。

ここでちょっと規模は違うんですが、個人の土地に関して伺います。相続しても使い道がない土地を国が引き取る制度、相続土地国庫帰属制度が令和5年4月27日より始まっています。ただ、引き取る条件が厳しい上、管理費用として原則20万円を納める必要があるなど適用がちょっと難しいとのことです。しかし、そのほかにも各自治体への土地の寄附もあると聞いております。本町でも個人が土地の寄附を希望する際は、その土地を受け取っていただけるのでしょうか。また、それに何か条件はあるものでしょうか。ちょっと通告にない問題ですみませんけれども、可能でしたらご回答をお願いいたします。

○議長（石川交三君） 小玉総務課課長補佐

○総務課課長補佐（小玉重巖君） 小玉議員のご質問にお答えいたします。

今現在そういう打診は受けておりますが、町としては維持管理の関係上、受けてお

らないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 小玉議員

○1番（小玉正範君） まあ国庫帰属制度というのも國に一旦返すんですけど、その代わりに自由に使える土地が増えるという利点もあるのでないかなというふうには思うんです。そうすると町がそういった、まあ今、負の不動産というような、負動産というふうに呼んでる言葉もあるようなんんですけど、そういったものをもし引き取っていただけるのであれば、まあある程度の条件はつけてということになるんでしょうけれども、非常にこう町としても景観を考えたり、町の計画を作る時に非常に楽になるんじゃないかなという気もしますので、もし可能でしたらご検討願えればなというふうにも思っております。

次に移ります。林業を基にした産業の活性化ということについて、この項目については、前置きの中で取り上げた地方の特性とは何かを考える材料として提案させていただきたいと思っています。

町、まあ町有林構想についてということで、ちょっと私のほうで勝手につけた名前かもしませんけど、この後の説明で大体理解できるかと思います。本町は人が居住している面積よりも山林の面積が極端に大きく、町の全面積の86%を占めています。私は以前にも主張しましたが、自分たちの住む土地の利をうまく活用できたところは栄えていくと考えています。浜辺の住民にとって漁業であり、観光であると思います。高速道路へのアクセスが良いところには、まあ土地さえあれば大規模な工場を誘致しやすい。近場の具体例を上げれば、能代の中国木材は港から船で全国へ合板を運ぶ利点と、杉の伐採適齢時期を考えて建設されたものだと思われます。何と工事建設には100億円以上かけられているそうです。

じゃあ我々にとっての土地の利は農耕地でもあるんですが、広大な山林ではないでしょうか。この活用の仕方が将来を決めるかもしれません。この機会に再び町の将来像を考えてほしいと思います。林業を営む関係者から聞いた話ですが、国有林の管理や伐採・植林は比較的仕事はやりやすい。そして利益が出やすい。それは国有林の土地が細かくあちこちに分散していないからだということでした。しかし私有林となると、土地が細かく分かれている、他の私有地に入らないよう重機の移動経路を考えたり、作業用道路をつくったりで経費がそれだけでも非常にかかるということです。さらに、たとえ約5

0年に一度、私有林の杉の木を伐採し売却できたとしても、大した利益にはならないとのこと。そのため、所有者にとって私有林を持っていても昔ほどメリットはもうなくなっている。それどころか固定資産税のみを毎年支払う形になっているのではないでしょうか。先ほど言った業者さんもですね、このように言ってました。「もしも誰かにただで山林を譲るよと言われてもデメリットのほうが大きいので、私有林は持たないほうがよいのでは。」と主張しておりました。私有林を持っている私も全く同感です。しかし、もし私有林を町が買い上げてくださって町有林にするのであれば、山林の大規模な整備備を進め、林業を植林から伐採、販売まで50年サイクルの軌道に乗せることが少しでも容易になるとともに、山林を開発し、山を活用した山菜の町、山菜を探るだけではなくて山菜を栽培するということもですね可能になるのかなという感じはするんです。さらに、山の散策路で健康づくりの町もつくることは可能かと、それで人を呼び込み、新たな町の産業を大胆につくり出す展望ができるのではないかという感じはするんです。町として私有林購入による町有林構想に対する意見を求める。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

林業を基に新たな産業の展望ということでございますが、現時点での新たなものというものはありません。森林環境譲与税を活用して放棄私有林を購入している自治体もあるようでございますが、町では通常の森林環境譲与税事業の経営管理制度で手入れされていない森林の整備を進めております。山林所有者の中には所有面積を増やしている方もおりますので、このような方々と森林組合が協力して森林整備を大規模に実施していただければと考えております。そのため、町では山林所有者の取りまとめや施業箇所の集約、林業専用道の整備などに注力することで、山林所有者及び森林組合を支援してまいります。

山を活用した山菜の町、山の散策路で健康づくりとのことでございますが、山菜採りにつきましては、採取者それぞれの場所というものがありますので、私有地への立ち入りへの助長、ツキノワグマ被害の拡大などの懸念がありますので大きくアピールできるものではありませんが、散策路につきましては、既存の森山の散策路を体系的に見直し、徐伐、下刈りなどの整備を加えながら、健康増進も寄与できる場所の構築を進めてまいりたいと考えております。また、産業をつくり出すといったところまではいきませんが、

人材の育成、担い手の確保といった点から、刈り払い機とチェーンソーの講習会の実施を検討しております。小経木の伐採から垣根や庭木の手入れ、林縁部の徐伐など、これらの技能が求められる場面は五城目町ではたくさんありますので、ここを入り口として林業でのアルバイト、林内作業の下請、小型林業機械などとステップアップしていただきながら、里山の整備ができる自伐型林業に近い形態の育成に着手いたします。財源は森林環境譲与税を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 小玉議員

○1番（小玉正範君） 林業をまた少しでも活性化するという案が町のほうで持っていらっしゃるんであれば、それはそちらのほうがいいのかもしれません、私としては一応提案で夢として将来的にどういう形にできるのかということを考える一つのアイデアとして提案させていただいている。ですので、例えば山菜の町、栽培するとかっていうのも、町有林が増えた段階で、その町有林を自由に使った時に出るものというふうにして考えておりました。散策路についても山林を開発するということについても同じです。その条件があって自由に町の人たちが試しにやれるということもあるのかなというふうに考えていたところです。

では次の質問に移ります。植林する木についてということで、現在、植林する木は杉だけとなっているようですが、県によって銘木というのは異なっているかと思います。秋田杉は三大銘木の一つではあります。しかし、それは自然林の場合であり、人工林としての杉の価値は全くといっていいほど普通です。国有林については、国から杉だけを植林するようにとの制限がかかっているようですけれども、私有林や、もし町有林であれば、それは自由なのかなというふうに思いました。例えば、たんす用建材としての桐、高級建材であるヒノキ、青森にはヒバというのがあります、青森ヒバはもう数百年前からこう守られているというか、人が入られない、自由に出入りできないような形にされているというところもあると聞いています。で、そのヒバに関してはですね、抽出された製油、ヒノキチオールというのは非常に有名だそうです、化粧品としても使われる大事なものであるということです。木材自体は耐水性、耐食性に優れて、建材としては非常に評価が高いものですということです。ほかにもブナとかカツラなど多数あるかと思います。私有林に所有者が自由に自分の好きな木を植えるということがもし可能であれば、もっと興味や関心、自分の所有している山にはこういう木を植えたいとかっていう

形で関心が高まるということが非常に理想的なのかなというふうに思いました。また、最近では木材の合板というのにC L T工法という新しい工法ができています。クロス・ラミネーティッド・ティンバーということで、この工法で作られたパネルというのは厚みのある大きな板で、コンクリートに匹敵する強さ、強度と断熱性を兼ね備えている。さらにコンクリートや鉄筋の製造時のエネルギーに比べると非常に小さいため、環境への負荷が少ないということで、まさにこれから時代に必要な建材かと思います。このような木材の製造方法も多様化し、林業への未来が広がっているのではないかと感じます。

以上のように、町として将来的に魅力的な木材の加工や建築用木材の開発を促進したり、杉だけではなくそれ以外の付加価値の高い木を植林することを推奨し、補助金を出したりすることで、木材への関心や注目を集めて関連産業を活発にし、6月にも質問しましたけれど、再び新しい木材の町にするなどという意向や将来への展望はないものでしょうか。私の出した提案について意見を求める。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

秋田杉ということもあり、県では杉の植栽が推奨されておるとおり、経済林とするのであれば杉の人工林が最も経営に向いている形態となっております。町でも皆伐後の再造林に森林環境譲与税を活用した補助を実施しております。以前、県ではケヤキや桐といった広葉樹の造林を試験的に実施していたことでございますが、いずれもうまくいかなかつたようでございまして、高付加価値材であっても、もともとの需要が少なく、経済活動に結びつかないとのことでございました。また、小花粉杉につきましても苗木は供給されているものの、全体の5%ほどにとどまる上、初期成長の早い杉のエリートツリーもここ数年で市場に出てくる予定でございますが、こちらも苗木の出荷数はわずかなものと予想されますので、杉の人工林の動向が大きく動くといったことにはならないと思われます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 小玉議員

○1番（小玉正範君） ここまで2つほど突拍子もないようなアイデアを提案したように思いますが、将来への夢やアイデアを話し合うことは大事な作業ではないかというふうに思っています。いろいろなアイデアを我々だけではなくて町民に募集することがあつ

てもよいのではないかと思います。その中から何か本当にいいものが出てくる、将来に役に立つものができる可能性もあるかというふうに思います。

これで私の一般質問を終わるんですが、最後に再び紹介いたします。石破首相は、「地方の持っている潜在力を最大限に生かすことが、これから先の日本の発展にとって最も必要なことだ。」と述べております。それなら五城目町の潜在力とは何かを今後も考えていますが、ここにいらっしゃる皆さんと役場の全職員の皆さんと一緒にやって、また町民の皆さんとともに、渡邊町長の言葉をお借りすればオール五城目で積極的に取り組んでいくことで必ず道が開けてくると主張して私の一般質問を結びたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（石川交三君） 1番小玉正範議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたしまして、再開を午後3時といたします。

午後 2時45分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（石川交三君） 再開いたします。

日程に従い、議案の審議に入ります。

議案第67号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） それでは、議案綴りの3ページをお願いいたします。

議案第67号、損害賠償の額を定めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和6年10月22日、五城目町馬場目字坊井地地内の町道坊井地線におきまして、道路を横断する側溝が破損していたことによりグレーチング蓋が跳ね上がりまして、走行中の普通自動車が損傷したことについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定によりまして、損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めるものでございます。

相手方は金澤恵介様、損害賠償の額は19万1,499円であります。

次のページ、4ページをお願いいたします。

事故の詳細などにつきましては、参考資料として掲載のとおりでございます。

なお、損害額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険の適用を受けまして、全額保険で支払われるものでございます。

以上が説明となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第67号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第68号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの5ページをお願いいたします。

議案第68号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和6年6月7日に「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」が公布されまして、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年3か月を超えない範囲において政令で定める日から施行されることとされたことに伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に条項ずれが生じております。この条項を引用している関係条例の一部を改正するものであります。

改正内容についてご説明します。6ページをお願いいたします。

第1条と第2条に分かれてございますけれども、第1条は五城目町税条例であります。引用条項を、改正文の中にありますが、「条例第2条第15項」というものを「条例第2条第16項」、「16」に改めております。同様に第2条でございますが、五城目町個人番号の利用等に関する条例でございまして、第1条と同様でございまして、条文中の「第2条第8項」を「第2条第9項」などに改めるものでございます。

施行日につきましては、下にございますけれども、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律における附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日からとしております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第68号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第69号、組織機構改革等に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの7ページをお願いいたします。

議案第69号、組織機構改革等に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、五城目町第7次行政改革推進プログラムに基づき、組織機構改革及び職員の定数を変更するため、関係条例の一部を改正するものであります。

改正内容についてご説明申し上げます。8ページをお願いいたします。

第1条でございますけれども、五城目町職員定数条例の一部改正でございます。第2条第1項の改正でございますが、職員の定数でございまして、「161人」から「159人」に、そして次の改正の同条同項第2号の改正でございますが、町長の事務部局の職員数、これを「95人」から「94人」に、同様にその同条同項第3号の改定は、教育委員会の事務部局の職員数を「15人」から「14人」に、同条同項第6号の改正規定は、農業委員会の事務局の職員数を「3人」から「2人」に改めて、最後になりますが、同条同項第8号の改正は、消防長の事務部局の職員数を「33人」から「34人」

に改めるものであります。

次に第2条でございますが、五城目町議会委員会条例の一部改正であります。改正の第2条において、総務常任委員会の所管としまして「税務課及び出納室」とあるものを「税務会計課」に改めるものであります。

最後の3条でございますが、五城目町課設置条例の一部改正となります。これも同じく第2条になりますが、課の名称及び分掌事務を定めておりまして、「税務課」を「税務会計課」に改めるとともに、第7号としまして会計管理者の権限に属する事務の処理に関する事項を追加させていただいております。

施行期日は、令和7年4月1日からとしております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第69号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第70号、五城目町予約式乗合タクシーに関する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの9ページをお願いいたします。

議案第70号、五城目町予約式乗合タクシーに関する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、現行の五城目町生活交通バス運行条例を廃止しまして、町乗合タクシーの利用料を一律300円に定めるとともに、運行内容につきましては道路運送法等の規定に基づき規則と五城目町地域公共交通協議会で定める事業実施計画に委任するため、この当該条例を制定するものであります。

新たに制定する条例の概要についてご説明申し上げます。10ページをお願いいたし

ます。

現行の五城目町生活交通バス運行条例では、町乗合タクシーの運行の路線や使用料などを定めておりましたが、これを廃止しまして、今回提案させていただく新条例では使用料を本町、五城目町と八郎潟町で運行しております広域乗合タクシーの使用料と統一しまして300円とともに、運行内容につきましては、道路運送法及び地域公共交通活性化再生法に基づきまして規則と五城目町地域公共交通協議会で定める事業実施計画に委任しております。

11ページをお願いいたします。

附則の部分でございますけれども、施行期日については、規則で定める日からとさせていただき、この附則の中で既存の条例の廃止を定めております。

今回のこの条例の制定後になりますけれども、先月11月26日開催の五城目町地域公共交通協議会で変更を承認されました事業実施計画に基づき、五城目地区を含む全町民を対象とした戸口運行を実施すること、そして五城目地区内での拠点間移動を可能にすること、そして使用料を一律300円で統一すること、この3点を変更するため東北運輸局への認可申請を行い、来年2月からの運行開始を目指して準備を進めたいと考えております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第70号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第71号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの12ページをお願いいたします。

議案第71号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和6年度の人事院勧告を受けまして、令和6年4月1日から給料表の改定、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の引き上げなどを実施するため、当該条例の一部を改正するものであります。

改正内容についてご説明申し上げます。13ページをお願いいたします。

主な改正内容としては、第1条にありますとおり別表第1の一般職の給料表の全部改正を行うものでございまして、この改定する給料月額につきましては、低い額で3,300円、大きい額で2万6,300円の範囲での引き上げとなっております。本町における平均の改定率でございますが、3.73%となっております。

次に、18ページをお願いします。ページが飛びまして18ページをお願いいたします。

第2条に規定してございますけれども、令和6年12月に支給する期末手当及び寒冷地手当を0.05月ずつ引き上げまして、期末手当を1.275月分、勤勉手当を1.075月分とするものでございます。寒冷地手当につきましては、840円から2,000円の範囲で引き上げるものでございます。

続いて、最後になりますが第3条の内容になりますが、令和7年6月以降に支給する期末手当を1.25月分とし、勤勉手当を1.05月分とするものでございます。

19ページをお願いします。

施行期日の関係でございますけれども、この施行期日については、第1条、それから第2条の改正規定につきましては、公布の日からとしまして、第3条の改正規定については、令和7年4月1日からしております。ただし、適用期日を第1条におきましては、令和6年の4月1日からとしまして、第2条につきましては、令和6年の12月1日からとしております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第71号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第72号、五城目町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの20ページをお願いいたします。

議案第72号、五城目町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和6年3月13日に公布されたことに伴い、関係する条例の一部を改正するものであります。

21ページをお願いいたします。

今回の改正内容でございますけれども、満3歳以上の児童に係る保育士及び保育従事者の配置基準を見直しまして、満3歳以上、満4歳未満の児童を概ね「20人につき1人以上」から「15人につき1人以上」に改め、満4歳以上の児童概ね「30人につき1人以上」というものを「25人につき1人以上」にそれぞれ改めるものでございます。

施行期日は公布の日からとし、令和6年4月1日から適用することとしております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第72号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第73号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題とい

いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの22ページをお願いいたします。

議案第73号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、井川町・潟上市共有財産管理組合が令和7年3月31日をもって解散することに伴いまして、秋田県市町村総合事務組合規約を変更する必要があるため、組合規約の一部変更に関する関係地方公共団体との協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

改正内容についてご説明申し上げます。23ページをお願いいたします。

井川町・潟上市共有財産管理組合が解散するということで、規約の別表第1及び別表第2にある「井川町・潟上市共有財産管理組合」を削除するものであります。

この施行期日につきましては、秋田県知事の許可を受け、令和7年4月1日からとしております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第73号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、お諮りいたします。議案第74号から議案第80号まで一括議題に供したいが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第74号、馬場目岳周辺自然ふれあい施設盆城庵及び五城目町地域資源活用総合交流促進施設清流の森の指定管理者の指定について、議案第75号、五城目町高齢者等活動・生活支援促進機械施設馬

川交流センターの指定管理者の指定について、議案第76号、五城目町馬場目地区文化交流センターの指定管理者の指定について、議案第77号、五城目町富津内地区公民館の指定管理者の指定について、議案第78号、五城目町総合生きがいセンターの指定管理者の指定について、議案第79号、五城目町農村環境改善センターの指定管理者の指定について、議案第80号、五城目町森山地区公民館の指定管理者の指定について、以上について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案第74号から議案第80号まで7つの施設の指定管理の関係についての議案を一括上程ということで議長のほうからございましたけれども、この7件の議案につきましては、当然一つ一つご説明するわけなんですけれども、基本的には五城目町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第5条第1項の規定ということで、今回候補者としてそれぞれ提案をさせていただくわけなんですけども、この第5条というところについて若干ご説明させていただきたいと思います。

この第5条というのは、この指定管理者の候補者について、地域の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、それぞれの施設の事業効果が見られるということ、これに起因しまして今回7つの施設について今回まとめて提案させていただきたいと思います。

そしてまた、今回この7つの施設全てについて、令和4年4月から令和7年3月までの3年間の指定管理の期間でもって行っていただきたいということで議会の議決を得たものとなっております。7つの施設全て同様となってございます。

そしてまた、この7つの施設におきましてそれぞれの指定管理者の現在の状況でございますけれども、3年間にわたりまして事故もなく順調にこう運営されてきているということで、7施設全てについて引き続き指定管理をお願いしたいという考え方でございますので、この辺についてはそれぞれの施設ごとの説明は省略させていただきたいと思います。7つ全て、私がお話しました内容でもっての考え方で今回ご提案させていただくということになります。よろしくお願ひします。

それでは、はじめに議案第74号でございますが、馬場目岳、24ページになります。すいません。24ページから順番に行きます。

74号、馬場目岳周辺自然ふれあい施設盆城庵及び五城目町地域資源活用総合交流促進施設清流の森の指定管理者の指定でございますが、議案文にありますとおり、指定管理者としまして清流の会、金澤幸則氏にお願いし、指定管理期間につきましては、令和

7年4月1日から令和10年3月31日までとするものでございます。

続きまして25ページをお願いいたします。

議案の第75号になりますが、五城目町高齢者等活動・生活支援促進機械施設馬川交流センターの指定管理者の指定についてでございます。これにつきましても、指定管理者としまして馬川地区町内会長会の会長 越高直人氏を指定管理者、そして指定の期間につきましては、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとするものでございます。

次のページ、26ページをお願いいたします。

議案の第76号、五城目町馬場目地区文化交流センターの指定管理者の指定についてでございます。これにつきましては、2の指定管理者についてでございますが、馬場目地区町内会長会の会長 宮川東典氏を候補者として選定し、指定の期間につきましては、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとしております。

次のページ、27ページをお願いします。

議案第77号、五城目町富津内地区公民館の指定管理者の指定でございます。2に掲げてあります指定管理者でございますけれども、富津内地区町内会長会の会長 椎名耕一郎氏を候補者として提案させていただいております。3の指定管理者の指定期間でございますけれども、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとしております。

次のページ、28ページをお願いいたします。

議案の第78号になりますが、五城目町総合生きがいセンターの指定管理者の指定でございます。2の指定管理者につきましては、内川地区町内会長会の会長であります渡邊律雄氏を候補者として選定させていただいており、指定管理者の指定期間につきましては、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとしております。

次のページ、29ページをお願いいたします。

議案第79号、五城目町農村環境改善センターの指定管理者の指定でございますが、これも2の指定管理者のところでございますが、大川地区町内会長会の会長でございます嶋崎俊美氏を候補者として選定させていただき、指定の期間につきましては、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとしております。

30ページ、議案綴りの30ページをお願いします。

議案の第80号、五城目町森山地区公民館の指定管理者の指定でございますけれども、2にあります指定管理者につきましては、森山地区町内会長会の会長でございます千田

賢悦氏を候補者として選定させていただき、指定管理者の指定期間については、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとさせていただいてございます。

以上、7施設についての指定管理者の候補者としての選定した内容、それから期間でございます。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 以上7件に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。議案第74号から議案第80号までのこれが審査については、それぞれ所管の委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第74号は総務産業常任委員会、議案第75号は教育民生常任委員会、議案第76号は教育民生常任委員会、議案第77号は教育民生常任委員会、議案第78号は教育民生常任委員会、議案第79号は教育民生常任委員会、議案第80号は教育民生常任委員会にそれぞれ付託をいたします。

次に、議案第81号、専決処分（第10号）の承認を求めるについて、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） それでははじめに、議案綴りの31ページをお願いいたします。

議案第81号、専決処分（第10号）の承認を求めるについて、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和6年度五城目町一般会計におきまして、令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙に係る関係費用につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年10月9日付けをもって令和6年五城目町一般会計補正予算（第4号）を専決処分させていただいたものであり、報告し承認を求めるものであります。

続きまして、別冊でお配りしております10月9日付けの町長専決処分の予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

予算書のほうにありますとおり、第1条でございますが、補正額は歳入歳出それぞれ1,403万7,000円を増額しまして、補正後の歳入歳出予算総額を72億1,1

73万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、県支出金1,247万2,000円と繰越金156万5,000円で、歳出につきましては、投票管理者等の報酬であったり、ポスター掲示場の設置の委託料、そして職員の時間外勤務手当など、合わせまして1,403万7,000円の補正となっております。

説明は以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第81号の審査について、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第82号、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） それでは、予算書のほうの1ページをお願いいたします。

議案第82号、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、昨今の物価上昇の影響による郵便料、警備業務などの値上がりに対する経費、そして各施設、そして設備の修繕費用に加えまして、もりやまこども園の待機児童対策に対する補助金、そして昨年7月大雨災害に伴う住家応急修理の事業精算に伴う委託料、そして除雪事業における道路除雪委託料、そのほか人事院勧告に基づく人件費のほか、前年度決算剰余金を今回全額計上しまして、その一部を財政調整基金に積み立てる予算などについて補正計上させていただいております。

はじめに、1ページにありますとおり、その第1条における補正額でございますけれども、歳入歳出それぞれ3億2,864万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額は75億4,038万4,000円とするものであります。

次に、第2条における債務負担行為の補正でございますけれども、もりやまこども園に対する補助金について債務負担行為を設定するものでございます。詳細につきましては、6ページの第2表でご説明します。

次に、第3条における地方債の補正でございますが、県営事業負担金の追加について地方債の限度額を変更する補正でございまして、これにつきましても6ページの第3表でご説明します。

それでは、次に6ページをお開きいただきたいと思います。

上のほうにあります第2表、債務負担行為補正は、社会福祉法人キッズもりやまからの要望もございました、もりやまこども園の年度途中の入園者の受入体制の補助金、待機児童対策事業補助金について、年間、1年間の補助金の限度額を500万円としまして、令和7年度から令和11年度の5年間分2,500万円を限度額とする債務負担行為を設定するものでございます。

次に、その下の第3表、地方債補正でございますけれども、県営事業ため池等整備事業、真崎堰の用排水路の改修の事業でございますけれども、この事業追加がございまして、地方債の限度額を200万円増額するものでございます。

続きまして、補正の内容につきまして歳入からご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。10款1項1目地方交付税1節01地方交付税は、当初算定分の交付決定額27億6,861万8,000円のうちから、このたびの歳出補正に見合う財源としまして1,630万8,000円を補正するものでございます。

12ページをお願いいたします。13款1項5目土木使用料の2節02の住宅使用料（滞納繰越分）の補正でございますが、令和5年度分の滞納繰越分が全額収納できましたということで、当初予算に計上した予算額との差額14万4,000円を減額補正するものでございます。

続いて14ページをお願いいたします。14款1項1目民生費国庫負担金の1節01障害者自立支援給付費等負担金の補正でございますが、給付費の支出見込みに応じた国庫負担金として650万3,000円を補正するものでございます。

16ページをお願いいたします。14款2項1目総務費国庫補助金3節の01デジタル基盤改革支援補助金の補正でございますが、国のシステムの標準化に伴うデータセンター、通称ガバメントクラウドでございますが、この接続について経費が増となりまして、これに対する国の補助金として164万6,000円を補正するものでございます。

18ページをお願いいたします。15款1項1目民生費県負担金1節01の障害者自立支援給付費等負担金の補正は、給付費の支出見込みに応じた県負担金として325万1,000円を補正するものでございます。先ほどの国の補助金と同様の補助金でございます。それから3節の01災害復旧費繰替支弁金の補正でございますが、家屋応急修理事業の終了に伴う県負担金としまして3,061万3,000円を減額補正するものでございます。

20ページをお願いいたします。15款2項2目民生費県補助金1節05の協働による地域防災力強化事業費補助金の補正でございますが、自主防災組織の防災力強化事業の追加に伴う県補助金としまして10万円を補正するものでございます。

22ページをお願いいたします。15款3項1目総務費委託金2節01の指定統計調査費委託金の補正でございますが、事業の追加に伴う県委託金としまして1万円を補正するものでございます。同じく3目の衛生費委託金1節03の環境衛生関係権限移譲推進交付金の補正でございますが、実績に伴う県委託金としまして70万7,000円を補正するものでございます。同じく6目の土木費委託金の1節01につきましても権限移譲推進交付金の補正でございまして、これも実績に伴う県委託金として8万8,000円を補正するものでございます。

24ページをお願いいたします。18款1項1目特別会計繰入金の1節01特別会計繰入金の補正でございますが、介護保険特別会計の過年度の再確定清算分としまして19万5,000円を補正するものでございます。

26ページをお願いいたします。19款1項1目繰越金でございますが、1節01前年度繰越金の補正は、前年度、令和5年度の決算剰余金について3億2,703万9,000円を補正するものでございます。

なお、この前年度決算剰余金のうち、地財法の第7条の規定によりまして、その半分、2分の1以上の額としまして1億8,315万円でございますけれども、2分の1以上の額1億8,315万円となりますけれども、これは学校給食費の無償化の基金として2,000万円、そして財調基金のほうに1億6,315万円を積み立てることとしております。後で歳出でもご説明しますけれども、半分は基金として積み立てることとしております。

28ページをお願いします。20款6項6目の雑入でございます。1節02総務課分の補正でございますが、先ほどの議案第67号でご説明しました総合賠償保険の1

9万1,000円と、今年度の災害対応に要した費用に対する保険料102万3,000円の合わせまして121万4,000円を補正するものでございます。同じく7目の過年度収入1節03の過年度収入（農林振興課分）の補正でございますけれども、過年度、これまで5年間にわたる多面的支払交付金事業の清算による返還金としまして、3組織から分としまして34万1,000円を補正するものでございます。

30ページをお願いします。21款1項3目の農林水産業債の1節02ため池等整備事業費の補正でございますが、県営事業負担金の追加によるもので200万円を補正するものでございます。

以上が一般会計の歳入に関する説明となります。

続きまして歳出についての説明を申し上げます。

説明に関しましては事務事業別に細目単位での内容になりますけれども、令和6年度の人事院勧告に伴う給与改定などに関する人件費の増額補正については細目単位での説明は省略させていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、一般会計におきます職員、会計年度任用職員、委員報酬などの人件費の補正でございますが、給料、手当、共済費等、総額で2,693万1,000円の増額となってございます。

それでは、32ページをお願いいたします。1款1項議会費1目の0002の議会活動費の補正でございますけれども、議会広報紙のページ数が一般質問などの掲載に伴い増えることが見込まれるということによりまして、今後不足する印刷製本費9万5,000円を補正するものでございます。

34ページをお願いいたします。2款1項総務管理費1目の0004電算業務費の補正でございますが、国のシステムの標準化に伴うデータセンターの設置や、国、県、市町村などの公共機関を結ぶインターネット専用回線でありますLGWAN回線の更新に係る経費など、合わせまして178万7,000円を補正するものでございます。同じく2目0001の文書管理費の補正でございますが、今年10月からの郵便料の値上がりがございまして、これに対応するための通信運搬費70万円を補正するものであります。同じく5目0001の財産管理の補正でございますが、旧大川小学校の消防設備の修繕を行うため29万7,000円を補正するものであります。同じく0002の庁舎管理費の補正でございますが、役場庁舎内の空調設備、自動火災報知器設備、地下室の冷却水の配水管の修繕、それとブラインドの更新を行うため、合わせまして80万5,

000円を補正するものでございます。同じく6目の0001の企画費一般の補正でございますが、町の総合発展計画の検証としまして実施するアンケートのため、122万2,000円を補正するものでございます。同じく0003地域公共交通対策事業費は、乗合タクシーの対象エリアを五城目地区へも拡充するため、来年の2月から3月までの2か月分の運行委託料として51万1,000円を補正するものであります。同じく8目0001の交通安全対策費の補正は、本町部の長町や大川町内に設置されておりますカーブミラー2基の修繕を行うため、12万7,000円を補正するものであります。

36ページをお願いします。2款1項の総務管理費11目の0005の健康福祉課関係の諸費の補正でございますが、令和5年度の障害者自立支援給付金などの事業費の確定による国、そして県からの負担金や補助金を返還するために、合わせまして527万円を補正するものでございます。同じく0005の農林振興課関係の補正でございますが、過年度の多面的機能支払交付金事業の事業費確定により3組織の交付金を返還するため、3組織合わせて25万7,000円を補正するものであります。

42ページをお願いいたします。2款4項の選舉費でございますが、3目の0001五城目町長選挙の補正でございます。開票作業を迅速に行うための計数器の借上料としまして16万5,000円を補正させていただいております。

44ページをお願いします。2款5項の統計調査費の2目0001の指定統計調査の補正でございますが、国の補助金1万円入ってくるということで調査員への支払の際の口座振込手数料として、この国の補助金1万円を補正させていただいております。

46ページをお願いいたします。3款1項の社会福祉費1目0005の社会福祉協議会事業費の補正は、スパーク五城目の採光部の雨漏りの修繕を行うために6万7,000円を補正するものであります。同じく0006の障害者自立支援事業の補正は、障害者自立支援給付審査支払等システムの改修費用及び障害者自立支援給付費の利用者増に伴う実績見込みなどによりまして、合わせて1,312万2,000円を補正するものであります。同じく2目の0009の介護保険会計繰出金の補正でございますが、介護保険事業の実績見込みによるもので789万9,000円を補正するものでございます。同じく4目の0001防犯防災対策費の補正でございますが、自主防災組織の防災力向上を目指して地域版の災害タイムラインを作成する費用及び防災行政無線の修理を行うため、合わせまして71万4,000円を補正するものであります。

48ページをお願いいたします。3款2項児童福祉費2目0001子ども・子育て支

援費負担金の補正は、もりやまこども園の年度途中での入園する児童の受入体制を整備し、ひいては待機児童対策に資するための補助金として500万円を補正するものであります。

なお、この件につきましては、先ほど冒頭で申し上げましたように令和7年度から令和11年までの5年間にわたって債務負担行為を設定させていただき、継続して財政支援をしてまいりたいと考えております。

52ページをお願いいたします。3款5項災害救助費の1目0002の災害救助費の住宅支援等の補正でございますが、昨年7月の大雨災害に伴う住家応急修理の事業終了に伴う精算によるものでございまして、3,052万9,000円を減額補正するものでございます。

54ページをお願いいたします。4款1項保健衛生費の1目0002の保健介護支援センター施設管理費の補正でございますが、警備業者からの要請を受けまして物価高騰や人件費の増額などによりまして、この影響によりまして委託料を変更するため1万5,000円を補正するものでございます。同じく0005の保健事業費の補正でございますが、がん患者の医療用補正具給付費の申請者の増によりまして5万円を補正するものでございます。同じく4目0001の墓地管理費の補正でございますが、杉ヶ崎墓苑敷地内の給水管の漏水修理を行うため、水道事業会計への負担金として18万2,000円を補正するものであります。

56ページをお願いいたします。4款2項水道費1目の0001上水道整備費の補正でございますが、水道事業会計で借入れしました令和5年度災害復旧事業債の実績に伴いまして、その元利償還額にあたる一般会計からの繰出金などにつきまして2万1,000円を減額補正するものであります。

58ページをお願いします。4款3項清掃費でございますが、2目0004の一般廃棄物埋立処分場管理運営費の補正でございますが、先ほども同様な件がございましたが、警備業者からの要請を受けまして物価高騰や人件費の増加などによる影響により委託料を変更するため、1万4,000円を補正するものであります。

60ページをお願いします。6款1項の農業費5目0003のため池等整備事業費の補正でございますが、真崎堰の用排水路の県営事業負担金事業の追加によるものでございまして、227万3,000円を補正するものでございます。

62ページをお願いいたします。6款2項林業費の1目の0002有害鳥獣対策費の

補正でございますが、狩猟免許取得支援補助金などの申請者が増えておりまして、それに対応しまして27万4,000円を補正するものでございます。同じく4目の0004高能率生産団地路網整備事業の補正でございますが、県営事業のスムーズな事業実施のために、山林所有者に対しまして林道の整備で伐採せざるを得ない樹木の伐採の作業委託料として今回256万7,000円を補正するものでございます。同じく6目の0001森山森林公園管理費の補正でございますが、漏電の発生によりまして電気代が掛かり増しとなっておりまして、不足する光熱水費として13万6,000円を補正するものであります。

64ページをお願いします。7款1項商工費4目の0001朝市推進費の補正でございますが、人件費の増加、それから朝市イベント時の交通整理員の増員による作業委託の増額及び朝市通りの音響設備8台のスピーカーの修繕を行うためのものであります、合わせて106万5,000円を補正するものであります。同じく5目の0001赤倉山荘の補正でございますが、非常用照明器具の修繕を行うため16万9,000円を補正するものでございます。同じく0003の五城館の補正でございますが、有線マイク2セットの購入を行うため4万8,000円を補正するものでございます。

68ページをお願いします。8款2項道路橋りょう費1目の0001道路橋りょう総務費一般の補正でございますが、歳出補正額はゼロ円でございます。財源内訳におきまして、県支出金に権限移譲交付金の確定額を増額するという補正内容となっております。同じく2目0002の除雪事業の補正でございますが、近年の除雪経費の実績を加味しまして、この道路除雪経費などにつきまして総額で8,388万6,000円を補正するものでございます。

70ページをお願いいたします。8款4項都市計画費1目の0001都市計画総務費一般の補正でございますが、下水道事業計画変更に伴う都市計画審議会を開催するため3万5,000円を補正するものであります。同じく2目の0001街路維持補修事業の補正でございますが、馬城橋にあります馬城台の木柵の修繕を行うため9万9,000円を補正するものでございます。同じく6目の0001の下水道事業費の補正でございますが、下水道事業会計で実施しております内水浸水対策事業会計の実績見込みに伴う雨水処理負担分の増額、それと人事院勧告に伴う職員人件費分の補助金の増額分として、合わせまして69万8,000円を補正するものでございます。

72ページをお願いします。8款5項住宅費の1目0001の住宅管理総務費の補正

でございますが、昨年7月大雨災害に伴う住宅リフォーム補助金の災害復旧枠分の実績によりまして272万円を減額補正するものであります。

74ページをお願いします。9款1項の消防費1目0002の車輌管理費の補正でございますが、緊急消防援助隊の出動に係る燃料費につきまして25万円を補正するものでございます。

86ページをお願いいたします。11款1項の農林水産施設災害復旧費1目0002の過年災害復旧事業の補正でございますが、令和4年8月大雨で北口川が埋塞したことによりまして隣接の農地が流路、川になってございまして、その当該農地を購入するため130万9,000円を補正するものでございます。

88ページをお願いします。11款2項公共土木施設災害復旧費1目の0001現年災害復旧事業の補正でございますが、今年の7月24日から26日発生の梅雨前線豪雨で被災しました小川口川、内川のほうの川でございまして、小川口川の災害復旧工事について、現予算に対して不足する分としまして1,165万3,000円を補正するものでございます。同じく0002の過年災害復旧事業費の補正でございますが、災害復旧の事務処理を進める上で必要となる工事図面印刷用ロール紙などの購入を行うため20万円を補正するものでございます。

90ページをお願いいたします。13款2項の基金費でございますが、1目の0001財政調整基金の補正でございます。歳入でも申し上げておりますけれども、地財法、地方財政法第7条の規定によりまして剰余金の2分の1、半分を基金に積み立てする必要があることから、今年度の一般会計決算剰余金の一部を、ここでは財調でございますけれども積み立てるということで、1億6,314万9,000円を補正するものでございます。

以上が一般会計の主な補正内容でございます。

教育委員会関係につきましては、教育長がご説明いたします。

ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君）　畠澤教育長

○教育長（畠澤政信君）　教育委員会関係の一般会計補正予算の主な概要について申し上げます。

歳入の補正は今回ありませんでしたので、歳出についてのみご説明申し上げます。

36ページをお願いします。2款1項11目諸費0007学校教育課関係の補正は、

令和5年度子ども・子育て支援交付金の清算による返還金について36万6,000円を補正するものであります。

70ページをお願いします。8款4項5目公園管理費0001雀館運動公園管理費の補正は、10月19日の強風により倒木が弓道場を直撃し、屋根が破損したことによる補修工事費として128万7,000円を補正するものであります。

なお、建物災害共済対応となっております。

78ページをお願いします。10款2項1目小学校管理費0001管理費一般の補正は、学校校務員の配置変更で小学校の校務員が1名増となったことによる職員報酬の増額分として115万4,000円を補正するものであります。

80ページをお願いします。10款3項1目中学校管理費0001管理費一般の補正は、五城目第一中学校の階段手すり取り付けなどの修繕費用及び中学校教科書改訂に伴う指導書等の購入費用として351万6,000円を補正するものであります。同じく0002学校施設整備事業の補正は、五城目第一中学校駐車場敷地内の外灯修繕工事に係る費用として79万円を補正するものであります。

82ページをお願いします。10款4項1目社会教育総務費0010矢田津世子没後80年事業の補正は、未発表の童話についての紙芝居・絵本の制作業務委託などの経費として111万1,000円を補正するものであります。同じく2目社会教育施設管理運営費0002山村開発センターの補正は、会計年度任用職員の報酬額変更に伴う職員報酬の増額及び業務用掃除機の経年劣化による交換のための備品購入などの経費について23万2,000円を補正するものであります。

84ページをお願いします。10款5項2目学校給食費0003学校給食費無償化事業の補正は、今年度新規に積み立てる基金について1,999万9,000円を補正するものであります。同じく3目保健体育施設管理運営費0001圏民体育館の補正は、会計年度任用職員の報酬額変更に伴う職員報酬の増額及び業務用掃除機等の経年劣化による交換のための備品購入などの経費として15万7,000円を補正するものであります。同じく0002温水プールの補正は、水温保温用のシートの経年劣化による消耗品の購入及び機械室床暖房配管漏水による修繕のための経費として63万3,000円を補正するものであります。

以上、12月補正予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第82号の審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第83号、令和6年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の97ページをお願いいたします。

議案第83号、令和6年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、現年度介護サービス給付費及び地域支援事業の実績見込みによる増額補正、そしてまた令和5年度の地域支援事業等の事業費確定に伴う過年度清算に係る返還金の補正、そして人事院勧告に基づく人件費の補正などとなっております。

補正額については、この97ページの第1条にありますとおり、保険事業勘定の歳入歳出予算をそれぞれ6,365万9,000円を追加しまして、補正後の歳入歳出予算総額を20億2,332万1,000円とするものであります。

以上が介護保険特別会計の補正概要となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第83号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第84号、令和6年度五城目町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の131ページをお願いいたします。

議案第84号、令和6年度五城目町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この131ページにあります第2条、収益的収入の補正のところでございますけれども、令和5年度災害復旧事業債の確定による一般会計からの利子の償還金に対する補助金及び杉ヶ崎墓苑の給水管の漏水修理代の補正であります。合わせて15万2,000円を補正するものであります。同じく収益的支出の補正でございますが、黒土簡易水道の統合事業に係る実施設計について、この事業自体を資本的支出のほうに置き換える補正というものと、令和5年度の災害復旧事業債等の額の確定に伴う企業債利子の補正、そして人労に伴う人件費などの補正となっておりまして、合わせまして508万4,000円を減額する補正となっております。

次に、第3条による資本的収入の補正でございますが、これにつきましても令和5年度の災害復旧事業債の額の確定による一般会計からの元金償還金に対する出資金の補正及び黒土簡易水道の統合に係る実施設計に対する公営企業債の補正となっておりまして、510万8,000円を補正するものでございます。同じく資本的支出の補正でございますが、先ほど収益的支出のほうで申し上げましたが、黒土簡水の統合に係る実施設計等について収益的支出から置き換えをする補正と、令和5年度の災害復旧事業債等の額の確定に伴う企業債元金の補正となっており、515万4,000円を補正する内容となっております。

以上が水道事業会計の補正の概要となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第84号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第85号、令和6年度五城目町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の141ページをお願いいたします。

議案第85号、令和6年度五城目町下水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明申し上げます。

これにつきましても、141ページにあるとおり第2条の収益的収入の補正からご説明しますが、この中におきましては、下水道の使用料の実績見込みによる補正、そして内水浸水対策検討業務等の実績見込みによる国の補助金、町からの負担金の補正が2つ目、3つ目になりますが、想定区域図作成に係る一般会計からの負担金と国庫補助金の補正、それから人事院勧告に基づく人件費などの補正に対する町からの補助金の補正となっておりまして、トータルで収益的収入が67万9,000円の減額補正となっております。同じく収益的支出の補正についてでございますが、令和5年度の公営企業債の額の確定に伴う企業債の利息の補正、そして人事院勧告に基づく人件費の補正となっておりまして、合わせまして41万5,000円の減額補正となっております。

次に、第3条の資本的収支の関係の収入の補正でございますが、国の補正予算による流域下水道事業の前倒しによる本町分の負担金に対する企業債の補正と、内水浸水対策の実施設計業務に対する国補助金と企業債の補正となっております。合わせまして1,200万円を補正するものであります。同じく資本的支出の補正でございますが、国の補正予算による流域下水道の負担金の増、それと内水浸水対策の実施設計業務ということで東磯ノ目のフラップゲートの設計等に関する経費でございますが、これに係る補正としまして1,204万8,000円を補正するものでございます。

以上が下水道事業会計の補正概要となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第85号の審査について  
は、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

本日まで受理した請願・陳情は、請願・陳情文書表のとおりに所管の常任委員会に付  
託しましたので報告いたします。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

各常任委員会開催のため、これで散会いたします。ご苦労様でした。

---

午後 4時21分 散会

